

## 外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

### **手数料など諸費用について**

- ・ 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- ・ 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

### **金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります**

- ・ 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- ・ 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ・ 外貨建て債券は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時、あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- ・ 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

### **有価証券の発行者または元利金の支払の保証者の業務、または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります**

- ・ 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- ・ 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクがあります。
- ・ 外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

### **外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません**

- ・ 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

### **外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要**

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集、若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い

- ・ 弊社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ、または代理

### **外貨建て債券に関する租税の概要**

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子については、利子所得として課税されます。
- ・ 外貨建て債券を売却したことにより発生する利益は、原則として、非課税となります。
- ・ 外貨建て債券の償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券が割引債である場合には、売却したことにより発生する利益は原則として譲渡所得として課税され、償還により発生する利益は原則として雑所得として課税されます。
- ・ 国内で発行される外貨建て債券が割引債である場合には、売却したことにより発生する利益は原則として非課税となり、償還により発生する利益については原則として発行時に源泉徴収されています。

平成 28 年 1 月 1 日より金融所得課税の一体化の拡充（公社債（一部を除く。）・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡益及び償還益の課税方式が申告分離課税となり、公社債・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡損益及び償還損益について、上場株式等の配当等及び譲渡損益との損益通算が可能となる）等の実施が予定されています。また、将来、更に税制が変更される可能性があります。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

また、個人、法人いずれかのお客様に係らず、国外で発行される外貨建て債券の利子については、その発行地等の税制により現地源泉税が課税されることがあります。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

### **譲渡の制限**

- ・ 振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である外貨建て債券は、その償還日または利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

### **当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要**

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座、または振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金、または有価証券の全部、または一部(前受金等)をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金、または有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送、または電磁的方法による場合を含みます。)

### **当社の概要**

商号等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日等を除く。)
資本金	47,937,928,501 円(平成 25 年 3 月 31 日現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和 19 年 3 月
連絡先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店までご連絡ください。

## ■「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」のご紹介

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第 1 種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として金融庁の指定・認定および裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 促進法）に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- (1) お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
- (2) 金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの様々なご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。（あっせんは、損害賠償請求額に應じ 2 千円から 5 万円をご負担していただきます。）

あっせん手続き実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

2015年2月

発行登録追補目論見書



ビー・エヌ・ピー・パリバ  
(BNPパリバ銀行)

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2018年9月5日満期  
ブラジル・リアル建社債 (円貨決済型)

－ 売 出 人 －

株式会社SBI証券

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2018年9月5日満期 ブラジル・リアル建社債（円貨決済型）（以下「本社債」という。）の元本および利息は円貨で支払われますが、当該円貨額は当該支払前に決定されるリアル／円為替参照レートによってリアル額を換算したものとなりますので、日本円とブラジル・リアルの間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

（注）発行会社は、平成27年1月27日付で、「ビー・エヌ・ピー・パリバ 2016年8月25日満期 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 対象株式（ソニー株式会社）」の売出しについて、訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。また、発行会社は、平成27年2月3日付で、「ビー・エヌ・ピー・パリバ 2018年2月27日満期 期限前償還条項（トリガーステップダウン） ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 2指数（日経平均株価・S&P500指数）連動 円建社債」および「ビー・エヌ・ピー・パリバ 2025年3月3日満期 ブラジルリアル連動パワー・クーポン社債（1年固定型）」の売出しについて、それぞれ訂正発行登録書を関東財務局長に提出しておりますが、当該各社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておられません。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 26-外 13-49

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 27 年 2 月 13 日

【会社名】 ビー・エヌ・ピー・パリバ  
(BNP PARIBAS)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者  
(Chief Financial Officer)  
ラルス・マシュニル  
(Lars Machenil)

投資家向け広報および財務情報の責任者  
(Head of Investor Relations and Financial Information)  
ステファン・ドウ・マルニャック  
(Stéphane de Marnhac)

BNPパリバ証券株式会社  
代表取締役CEO  
(CEO and Representative Director of  
BNP Paribas Securities (Japan) Limited)  
フィリップ・アヴリル  
(Philippe Avril)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市 9 区イタリア通り 16 番地  
(16, boulevard des Italiens, 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴田 弘典

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1182

【事務連絡者氏名】 弁護士 船越 輝

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1197

【発行登録の対象とした  
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 6,000,000 ブラジル・レアル (邦貨換算額 255,180,000 円)  
(ただし、邦貨換算額は、1 ブラジル・レアル=42.53 円 (2015 年 2 月  
10 日現在の PTAX レート終値としてブラジル中央銀行により発表され  
たブラジル・レアル/円の換算レートの仲値の逆数) で換算されてい  
る。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成 26 年 3 月 14 日
効力発生日	平成 26 年 3 月 22 日
有効期限	平成 28 年 3 月 21 日
発行登録番号	26-外 13
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000 億円

【これまでの売出実績】  
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
26-外 13-1	平成 26 年 3 月 27 日	320,740,000 円		該当事項なし
26-外 13-2	平成 26 年 4 月 4 日	289,500,000 円		該当事項なし
26-外 13-3	平成 26 年 4 月 4 日	201,526,000 円		該当事項なし
26-外 13-4	平成 26 年 4 月 8 日	1,850,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-5	平成 26 年 4 月 8 日	320,740,000 円		該当事項なし
26-外 13-6	平成 26 年 4 月 11 日	580,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-7	平成 26 年 4 月 15 日	1,900,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-8	平成 26 年 4 月 17 日	326,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-9	平成 26 年 5 月 9 日	1,000,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-10	平成 26 年 5 月 9 日	401,037,500 円		該当事項なし
26-外 13-11	平成 26 年 5 月 9 日	386,410,000 円		該当事項なし
26-外 13-12	平成 26 年 5 月 9 日	572,418,000 円		該当事項なし
26-外 13-13	平成 26 年 5 月 12 日	2,450,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-14	平成 26 年 5 月 20 日	405,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-15	平成 26 年 5 月 23 日	3,239,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-16	平成 26 年 8 月 8 日	308,826,000 円		該当事項なし
26-外 13-17	平成 26 年 8 月 12 日	406,350,000 円		該当事項なし
26-外 13-18	平成 26 年 8 月 15 日	890,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-19	平成 26 年 8 月 15 日	1,400,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-20	平成 26 年 8 月 15 日	430,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-21	平成 26 年 8 月 20 日	1,150,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-22	平成 26 年 9 月 5 日	17,348,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-23	平成 26 年 9 月 5 日	1,000,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-24	平成 26 年 9 月 5 日	543,180,000 円		該当事項なし
26-外 13-25	平成 26 年 9 月 5 日	375,499,500 円		該当事項なし
26-外 13-26	平成 26 年 9 月 8 日	5,506,305,000 円		該当事項なし
26-外 13-27	平成 26 年 9 月 8 日	2,930,310,000 円		該当事項なし
26-外 13-28	平成 26 年 9 月 12 日	600,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-29	平成 26 年 9 月 19 日	680,672,882 円		該当事項なし
26-外 13-30	平成 26 年 10 月 1 日	150,000,000 円		該当事項なし

26-外 13-31	平成 26 年 10 月 3 日	230,418,000 円	該当事項なし
26-外 13-32	平成 26 年 10 月 3 日	456,571,000 円	該当事項なし
26-外 13-33	平成 26 年 11 月 7 日	536,920,000 円	該当事項なし
26-外 13-34	平成 26 年 11 月 7 日	356,896,000 円	該当事項なし
26-外 13-35	平成 26 年 11 月 14 日	6,161,000,000 円	該当事項なし
26-外 13-36	平成 26 年 11 月 14 日	9,073,000,000 円	該当事項なし
26-外 13-37	平成 26 年 11 月 14 日	3,729,000,000 円	該当事項なし
26-外 13-38	平成 26 年 11 月 14 日	202,635,000 円	該当事項なし
26-外 13-39	平成 26 年 11 月 25 日	200,000,000 円	該当事項なし
26-外 13-40	平成 26 年 11 月 25 日	313,950,000 円	該当事項なし
26-外 13-41	平成 26 年 12 月 2 日	296,010,000 円	該当事項なし
26-外 13-42	平成 26 年 12 月 15 日	990,000,000 円	該当事項なし
26-外 13-43	平成 26 年 12 月 22 日	300,000,000 円	該当事項なし
26-外 13-44	平成 27 年 1 月 6 日	2,704,000,000 円	該当事項なし
26-外 13-45	平成 27 年 1 月 8 日	300,000,000 円	該当事項なし
26-外 13-46	平成 27 年 1 月 8 日	300,000,000 円	該当事項なし
26-外 13-47	平成 27 年 1 月 16 日	300,000,000 円	該当事項なし
26-外 13-48	平成 27 年 2 月 13 日	5,000,000 トルコ・リラ (239,400,000 円) (注)	該当事項なし
実績合計額		74,651,314,882 円	減額総額 0 円

(注) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2015 年 3 月 5 日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した 2015 年 2 月 10 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 トルコ・リラ=47.88 円の換算レートで換算されている。

【残額】 425,348,685,118 円  
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 該当事項なし。  
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。



【縦覧に供する場所】

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店  
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
グラントウキョウ ノースタワー

# 目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
第2【売出要項】	1
1【売出有価証券】	1
2【売出しの条件】	2
3【売出社債に関するその他の条件等】	2
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	19
第3【第三者割当の場合の特記事項】	21
第二部【公開買付けに関する情報】	21
第三部【参照情報】	22
第1【参照書類】	22
第2【参照書類の補完情報】	22
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	23
第四部【保証会社等の情報】	24
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項	
各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	25
有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類	26
事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	60

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

該当事項なし。

### 第2【売出要項】

#### 1【売出有価証券】

##### (1)【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	ビー・エヌ・ピー・パリバ 2018年9月5日満期 ブラジル・レアル建社債（円貨決済型） （以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	6,000,000 ブラジル・レアル （注2）	売出価額の総額	6,000,000 ブラジル・レアル （注2）
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	5,000 ブラジル・レアル
償還期限	2018年9月5日（ロンドン時間）（注3）		
利率	額面金額に対して 年9.16%（注4）		
売出しに係る社債 の所有者の住所および 氏名または名称	株式会社SBI証券 （以下「売出人」という。） 東京都港区六本木一丁目6番1号		
摘要	ビー・エヌ・ピー・パリバ（以下「発行会社」という。）により発行される非劣後長期社債について下記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクより「A1」、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスより「A+」の格付がそれぞれ付与されている。本社債に関するその他の条件等については下記「3 売出社債に関するその他の条件等」を参照のこと。		

（注1）本社債は、発行会社により、発行会社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムおよび下記注5に記載の代理人契約に基づき、2015年3月4日に発行される予定である。本社債は、ユーロ市場において募集される。本社債が金融商品取引所に上場される予定はない。

（注2）ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、6,000,000 ブラジル・レアルである。本社債の満期償還は、額面金額である5,000 ブラジル・レアルをレアル/円為替参照レート（下記「3 売出社債に関するその他の条件等」に定義される。）で換算した円貨額によりなされる。本書において、「ブラジル・レアル」および「レアル」は、ブラジル連邦共和国の法定通貨であるブラジル・レアルをいう。

（注3）期限前償還については下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」を参照のこと。

（注4）本社債の利息の支払は、該当するレアル額をレアル/円為替参照レートで換算した円貨額によりなされる。本社債の利息は、2015年3月5日（同日を含む。）から発生する。

（注5）本社債は、発行会社としてのビー・エヌ・ピー・パリバ、ルクセンブルクの上場代理人、主支払代理人および名義書換代理人としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルク支店（以下「主支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、主支払代理人または名義書換代理人としての承継人を含むものとする。）、登録機関としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルク支店（以下「登録機関」という。この用語には、登録機関の承継人を含むものとする。）ならびに契約において指名されるその他の支払代理人および名義書換代理人（主支払代理人とともに、以下「支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、追加のまたはその承継人である支払代理人または名義書換代理人を含むものとする。）の間で2014年6月5日頃に締結された改訂書換代理人契約（以下「代理人契約」という。この用語には、随時更新または補足される代理人契約を含むものとする。）に従い、代理人契約の利益を享受して発行会社により発行される社債券（以下「本社債券」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある最終条件書に規定する。）、(ii)包括社債券との交換（または一部交換）により発行される確定社債券、および(iii)包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。主支払代理人、登録機関および名義書換代理人を総合して「代理人」という。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）および利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、代理人契約および適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」における記載の一部は、代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。代理人契約、英文目論見書（これには最終条件書の様式を含む。）および本社債の最終条件書の写しは、当該「社債の要項の概要、3. 支払」に所定の主支払代理人の本店および支払代理人において入手することができる。

本社債権者および利札所持人は、2014年6月5日頃に発行会社により発行された改訂書換約款（Deed of Covenant）を享受する権利を有する。約款の原本は、ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびルクセンブルクのクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）を代表して共通預託機関により保管されている。

（注6）本社債につき、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

発行会社により発行される非劣後長期社債について上記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）より「A1」、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下「S&P」という。）より「A+」の格付がそれぞれ付与されている。これらの格付は直ちに上記に記載のプログラムに基づき発行される個別の社債に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

## 2【売出しの条件】

売出価格	額面 5,000 ブラジル・リアル につき 5,000 ブラジル・リアル	申込期間	2015年2月13日から 2015年3月3日まで
申込単位	5,000 ブラジル・リアル以上 5,000 ブラジル・リアル単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店 および各支店(注)	受渡期日	2015年3月5日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	該当事項なし	売出しの委託契約の内容	該当事項なし

（注）本社債の申込および払込は、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

## 3【売出社債に関するその他の条件等】

### 売出社債に関するリスク要因

本社債への投資のリターンは、日本円／ブラジル・リアル間の為替レートの動向等により影響を受ける。

かかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本社債の投資に適している。

る。本社債への投資を予定する投資家は、本社債へ投資することが適当か否か判断する際に、主に以下のリスク要因を検討すべきである。

#### 価格変動リスク

本社債の市場価格は、金利の動向およびその水準の変化ならびに金利の変動性（ボラティリティ）によって変動する。このため、本社債を途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

#### 為替変動リスク

本社債の利息の支払は、ブラジル・リアルによる固定利息の利息額をリアル／円為替参照レートで換算した円貨額でなされ、また本社債の元本の支払は、リアル額をリアル／円為替参照レートで換算した円貨額でなされる。したがって、利払期日または満期前の各本社債の価値は、ブラジル・リアルの金利や日本円／ブラジル・リアル間の為替レートの変動を受けて、変動することがある。

#### 信用リスク

本社債には発行会社の信用状況の変化によるリスクがある。信用状況の変化は発行会社の経営状況もしくは財務状況の変化によって、またはこれに対する外部評価の変化によって、生じる。これにより、利払いまたは償還が当初の約束どおり行われず、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがある。

#### 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（購入）しようとするとき、需要（供給）がないため、有価証券を希望する時期または価格で売却（購入）することが困難となるリスクである。そのため、本社債も売却希望時に直ちに売却換金することが困難な場合がある。万一途中売却される場合、発行会社の信用力または知名度や市場環境等によって売却価格が投資元本を下回ることがある。

#### カントリーリスク

本社債が発行される国や発行通貨の主権国の政治情勢、経済情勢または社会情勢の混乱等により、本社債の元利金の円貨への交換や送金ができない場合または本社債の売買が制限される場合がある。

#### 税務上の取扱い

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。下記「課税上の取扱い、(2)日本国の租税」を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計顧問または税務顧問に相談する必要がある。

## 潜在的利益相反

計算代理人であるビー・エヌ・ピー・パリバ UKリミテッドは、発行会社の関連会社である。場合によっては、発行会社の関連会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。ビー・エヌ・ピー・パリバ UKリミテッドは、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

## 社債の要項の概要

### 1. 利息

(a) 各本社債は、2015年3月5日（同日を含む。）から2018年9月5日（同日を含まない。）までの期間につきその額面金額に対し年9.16パーセントの利率による利息が発生し、額面金額5,000ブラジル・レアルの各本社債につき、毎年3月5日および9月5日（以下「利払期日」という。）にそれぞれ以下の算式に従って計算代理人により決定される円貨額（ただし、1円未満は四捨五入する。）が支払われる。

$$229.00 \times \text{レアル} / \text{円為替参照レート}$$

「レアル／円為替参照レート」とは、為替参照レート決定日において1ブラジル・レアルあたりの円貨額として表示されるPTAXレート（以下に定義される。）のアスクサイドの逆数（ただし、小数点第3位を四捨五入する。）をいう。ただし、理由の如何を問わず、PTAXレートが為替参照レート決定日に掲載されない場合または価格重要性事由が発生した場合には、米ドル／円為替参照レート（以下に定義される。）をBRL12（以下に定義される。）で除することにより計算される為替レート（ただし、小数点第3位を四捨五入する。）をレアル／円為替参照レートとする。

「PTAXレート」とは、各為替参照レート決定日の午後1時15分（サンパウロ時間）頃までにブラジル中央銀行により発表され、ブラジル中央銀行のウェブサイト(www.bcb.gov.brの「Cotações e boletins」を参照のこと。)およびブルームバーグのページ<BZFXJPY><INDEX>（またはその承継ページ）に掲載される1円あたりのブラジル・レアル額として表示されるレアル／円為替レートをいう。

「為替参照レート決定日」とは、利払期日または満期償還日の5営業日前の日をいう。

「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク、東京およびサンパウロにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業している日をいう。

「計算代理人」とは、ビー・エヌ・ピー・パリバ UKリミテッドをいう。本社債に関するすべての決定は、計算代理人が、その単独かつ絶対的な裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法により行うものとし、明白な誤謬がない限り、本社債権者を拘束するものとする。

「米ドル／円為替参照レート」とは、各為替参照レート決定日の午後4時（ニューヨーク時間）現在のロイタースクリーン「JPNW」（または同レート表示に関するその承継ページ）に掲載される1米ドルあたりの円貨額として表示される米ドル／円為替レートのビッドサイドの数値をいう。かかるレートが掲載されない場合には、計算代理人が、その単独の裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法により、これを決定するものとする。

「価格重要性事由」とは、為替参照レート決定日において(i)BRL09とBRL12の差が3パーセントを超える場合または(ii)BRL12が掲載されない場合をいう。

「BRL09」とは、為替参照レート決定日に関して、当該為替参照レート決定日の午後1時15分（サンパウロ時間）頃までにブラジル中央銀行（www.bcb.gov.brの「Cotações e boletins」を参照のこと。）により発表される1米ドルあたりのブラジル・レアル額として表示されるレアル／米ドルのオファード・レートをいう。

「BRL12」とは、各為替参照レート決定日の午後3時45分（サンパウロ時間）頃またはその直後にEMTAのウェブサイト（www.emta.org）に掲載される米ドル取引に関するEMTAブラジル・レアル産業調査レートをいい、1米ドルあたりのブラジル・レアル額として表示されるレアル／米ドル為替レートをいう。

「BRL12」は、EMTAブラジル・レアル産業調査理論（EMTAブラジル・レアル産業調査レートを決定するための、レアル／米ドルのスポット市場に活発に参加しているブラジルの金融機関に関する集中的かつ産業全体にわたる調査に係る2004年3月1日付の適宜改定された理論をいう。）に従ってEMTAにより計算される。かかるレートが掲載されない場合には、計算代理人が、その単独の裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法により、これを決定するものとする。

「EMTA」とは、エマージング・マーケット・トレーダーズ・アソシエーションをいう。

「米ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨をいう。

なお、利払期日が営業日でない場合には、当該利払期日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。なお、いかなる場合にも当該利払期日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。

(b) 利息は、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1ヶ月に満たない期間は、同基準によって計算される実際に経過した日数によるものとする。ただし、1センター未満は四捨五入する。

(c) 利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。ただし、元本の支払が不当に留保または拒否された場合はこの限りでないものとし、かかる場合には、(i)当該本社債に対して支払われるべき全額および／または交付されるべき資産が当該本社債の所持人またはその代理人により受領された日、ならびに(ii)主支払代理人または当該資産を本社債権者に対し交付するために発行会社により任命された代理人が当該本社債の所持人に対し（本要項第10項に従い、または個別に）当該本社債に関して支払われるべき全額および／も

しくは交付されるべき資産の受領を通知した日のいずれか早く到来した日まで（判決の前後を問わず）償還時に適用される利率による利息が引き続き発生する。

## 2. 償還および買入れ

### (a) 満期償還

本書に記載の条件により満期償還日前に償還または買入消却されない限り、本社債は、以下の算式に従って計算代理人により決定された円貨額（ただし、1円未満は四捨五入する。）で満期償還日に償還される。

$$5,000 \times \text{満期償還レアル} / \text{円為替参照レート}$$

「満期償還レアル/円為替参照レート」とは、満期償還日の直前の為替参照レート決定日に決定されるレアル/円為替参照レートをいう。

「満期償還日」とは、2018年9月5日をいい、当該日が営業日でない場合には、当該満期償還日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。

### (b) 税務上の理由による償還

(A) 発行会社がフランスまたはその当局もしくはその領域内の法律もしくは規則の変更または公的解釈もしくは適用の変更の結果、本要項第5項に定める追加額を支払うことを要求される場合は、発行会社は、その選択により（本要項第10項に従い）本社債権者に対し30日以上45日前までに通知することにより（ただし、この通知は取消不能とする。）、期限前償還金額（以下に定義される。）に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が当該税金を源泉徴収することなく支払を行うことのできる直近の日よりも前であってはならない。

(B) 本要項第5項に定める発行会社による追加額支払の約束にかかわらず、本社債に関する支払期日において、フランス法により発行会社がかかる支払を行うことが許容されない場合には、発行会社は、主支払代理人に事前に通知し、また、（本要項第10項に従い）本社債権者に対し7日以上45日前までに通知することにより、期限前償還金額に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還するものとする。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が本社債に関して支払われるべき額の全額を支払うことができる直近の日よりも前であってはならず、また、かかる直近の日が既に経過している場合には、その日より後のできる限り早い日でなければならない。

### (c) 期限前償還

上記(b)項および本要項第6項において、各本社債は、計算代理人が本社債の公正市場価格から関連費用を控除して決定する金額（以下「期限前償還金額」という。）で償還されるものとする。

1年未満の期間につきこのような計算が行われる場合には、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1ヶ月に満たない期間は、実際に経過した日数によるものとする。



(d) 買入れ

発行会社は、いつでも、公開市場またはその他においていかなる価格にても本社債（ならびにそれに付された期日未到来の利札）を買入れることができる。

発行会社は、買入れた本社債を、適用ある法律および規則に従い本社債の流動性を高める目的で保有もしくは再販売するか、または消却することができる。

(e) 消却

償還されたすべての本社債または消却することを前提に発行会社により買入れられたすべての本社債（および確定社債券の場合は、それとともに呈示されたすべての期日未到来の利札）は直ちに消却されるものとし、その後は再発行または再販売されないものとする。

3. 支払

確定社債券に関する元本および（もしあれば）利息の支払は（以下の規定に従い）当該本社債券または（場合により）利札の支払代理人の所定の事務所への呈示または提出に対して行われるものとする。本社債に関するすべての利息および元本の支払は、米国（本要項において、この用語はアメリカ合衆国（州およびコロンビア地区およびその領地）を意味する。）外における当該本社債または利札の呈示または提出に対してのみ行われる。本社債に関する支払は、米国内の住所への郵便または米国内の所持人の維持する口座への送金の方法では行われない。

確定社債券に関する支払は（以下の規定に従い）所持人を受取人とする指定通貨の小切手、または所持人の選択により、および主支払代理人への 15 日前の通知により、支払受領者が指定通貨の国の主要金融センターにおける銀行に保有する指定通貨の口座への送金により行われる。

包括社債券により表章される本社債に関する元本および（もしあれば）利息の支払は、上記に特定した方法、およびその他当該包括社債券に特定される方法にて、当該包括社債券の米国外の支払代理人の所定の事務所への呈示または（場合により）提出に対して行われる。当該包括社債券に対してなされた各支払の元本の支払と利息の支払を区別した記録は、支払のために当該包括社債券の呈示を受けた支払代理人により、当該包括社債券に対して記録され、その記録は当該支払がなされたことの一応の証拠となるものとする。

該当する包括社債券の所持人は、その包括社債券により表章される本社債に関して支払を受領する権利を有する唯一の者であり、発行会社は、当該包括社債券の所持人またはその指定する者への支払により、支払われた各金額につき支払義務を免れる。本社債の特定の額面金額の所持人として、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿に記載されている者は、それぞれの場合に応じ、発行会社から当該包括社債券の所持人またはその指定する者に対し支払われた各支払の各自の割当分について、専らユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ請求しなければならない。当該包括社債券の所持人以外のいかなる者も、その包括社債券に対して行われるべき支払に関して発行会社に対しいかなる請求権も有しないものとする。

確定社債券に関する支払のためには、確定社債券とともにそれに付されたすべての期日未到来の利札を呈示しなければならず、かかる呈示がなされない場合には、呈示されなかった期日未到来の利札に係る利息の総額(一部の支払しかなされない場合には、呈示されなかった期日未到来の利札に係る利息の総額に、一部の支払がなされた金額が本来支払われるべきであった金額に占める割合を乗じた金額)が控除される。かかる控除額は、当該支払に関する関連日(本要項第5項に定義される。)から10年間は本要項第7項に基づき当該利札が無効になっているか否かにかかわらず、または(それより遅い場合は)当該利札の支払期日から5年間は、呈示されなかった利札の呈示に対して上記の方法で支払われる。

いずれかの本社債券または利札に関する金員の支払期日が、支払日でない場合は、これらの所持人はその直後の支払日まで、支払われるべき金員の支払を受ける権利を有しないものとし、その遅延に関してはいかなる利息その他の金員の支払を受ける権利も有しないものとする。

本要項において、「支払日」とは、該当する呈示の場所ならびにロンドン、ニューヨーク、東京およびサンパウロにおいて、(本要項第7項に従うことを条件として)商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引(外国為替および外貨預金の取扱いを含む。)のため開業している日を意味する。

当初の主支払代理人およびその他の当初の支払代理人の名称およびこれらの所定事務所は以下に記載するとおりである。

#### 主支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店

(BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch)

ルクセンブルク、ルクセンブルク市2085、ホワルドーヘスペランゲ、ガスペリッヒ通り33

(33, rue de Gasperich, Howald - Hesperange, 2085 Luxembourg, Luxembourg)

#### その他の支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ

(BNP Paribas Securities Services)

フランス、パンタン93500、デバルカデール通り9番地、レ・グラン・ムーラン・ド・パンタン

(Les Grands Moulins de Pantin, 9, rue du Débarcadère, 93500 Pantin, France)

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、香港支店

(BNP Paribas Securities Services, Hong Kong Branch)

香港、クォーリー・ベイ、キングス・ロード979、タイクー・プレイス、PCCWタワー21階

(21/F, PCCW Tower, Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong)

発行会社は、支払代理人のいずれも随時変更または解任し、追加のまたは別の支払代理人を任命し、および／またはいずれかの支払代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有するものとするが、以下を条件とする。

- (i) 常に主支払代理人および登録機関が存在すること。
- (ii) 発行会社の属する法域以外のヨーロッパ大陸内の法域に常に支払代理人が存在すること。
- (iii) 発行会社は、理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律により源泉徴収または控除が要求されることのない支払代理人を欧州連合加盟国内に維持すること。

いかなる変更、解任、任命または所定の事務所の変更も 30 日以上 45 日以内の事前通知が本要項第 10 項に従い本社債権者に対して行われた後にのみ効力を生ずるものとする（ただし、支払不能の場合を除くものとし、その場合は直ちに効力を生ずる。）。

本社債に関する支払は、常に(i)支払場所におけるこれに適用される（本要項第 5 項の規定に影響しない）財務またはその他の法律および規則、(ii)1986 年米国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第 871 条(m)に従い要求される源泉徴収または控除ならびに (iii) 内国歳入法第 1471 条(b)に記載の契約に従い要求されるか、または内国歳入法第 1471 条から第 1474 条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する（本要項第 5 項の規定に影響しない）法律に従って課される源泉徴収または控除に従うものとする。

#### 4. 本社債の地位

本社債および（該当する場合は）関連する利札は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、これらの間において現在および将来も同順位であり、発行会社の現在および将来におけるその他すべての直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務と少なくとも同順位である（ただし、法律上優先する例外を除く。）。

#### 5. 課税

##### (a) 源泉徴収税

発行会社またはその代理人により行われる本社債または利札に関する元本、利息およびその他の収益の支払は、フランスもしくは課税権限を有するその行政区域もしくは当局によりまたはこれらのために課され、徴収され、回収され、源泉徴収されまたは請求されることのある一切の租税、賦課金または公租公課を控除または源泉徴収することなく行われるものとする。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

##### (b) 追加額

課税管轄によりまたは課税管轄のために何らかの控除または源泉徴収を行うことが要求される場合、発行会社は、法律により許容される限りにおいて、かかる源泉徴収または控除が要求されなかったなら

ば本来本社債権者または（場合により）利札所持人が受領したであろう金額を受領することができるよう必要な追加額を支払うものとする。ただしかかる追加額は、以下の支払に関して呈示された本社債または（場合により）利札に関しては支払われないものとする。

(i) その他の関連性がある場合

本社債または利札を所持しているという理由のみ以外に、課税管轄と何らかの関連があるとの理由で当該本社債または利札に関して公租公課を支払うべきである本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

(ii) 関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合

関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合。ただし、本社債権者または（場合により）利札所持人が関連日から 30 日目の日（かかる 30 日目の日が支払日であった場合）に本社債または利札を呈示すれば追加額の支払を受ける権利を有していたであろう場合は、この限りではない。

(iii) フランス法に基づく個人への支払の場合

理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律に従い、個人への支払に関し源泉徴収または控除が要求される場合。

(iv) 別の支払代理人による支払の場合

当該本社債または利札を欧州連合加盟国内に所在する別の支払代理人に呈示すれば当該源泉徴収または控除を回避することができたであろう本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

本項において、「課税管轄」とは、フランスまたは課税権限を有するその行政区域もしくは当局をいう。

本項において、本社債または利札に関する「関連日」とは、当該本社債または利札に関して、最初に支払期日の到来した日もしくは（支払われるべき金員が不当に留保もしくは拒否された場合）未払金額の全額が支払われた日、または社債券の発行された本社債の場合（他の日より早く到来する場合には）本社債権者に対し、本要項に従い本社債または利札が支払のためにさらに呈示された場合にはかかる支払がなされる旨（ただし、かかる支払が実際に行われた場合に限る。）が正式に通知された日から 7 日を経過した日をいう。

本要項における元本および／または利息への言及は、本項に基づき支払われる追加額への言及を含むとみなされる。

(c) フランスの非居住者である証明書

各本社債権者は、適用あるフランス税法の規定に従って、（支払代理人の所定の事務所で入手可能な様式によるまたはフランスの税務当局が随時指定するその他の様式による）フランスの非居住者である旨の証明書を提出するものとする。

(d) 情報の提供

各本社債権者は、理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律に基づく証明義務および報告義務を遵守するために必要な情報を適宜提供する責任を有する。

6. 債務不履行事由

本社債権者は、以下の事由が生じた場合（以下「債務不履行事由」という。）には、発行会社および主支払代理人に対し、本社債は、その期限前償還金額にて直ちに支払われるべき旨書面にて通知することができる。

- (a) 発行会社が、本社債またはその一部に関して支払うべき金員を支払期日に支払わず、当該支払期日から 30 日を経過してもなおその支払が行われない場合。
- (b) 発行会社が、本社債に基づくその他の義務を履行または遵守せず、本社債権者がかかる不履行につき主支払代理人に対して通知した後 45 日経過してもなおかかる不履行が治癒されない場合。
- (c) 発行会社が、支払を停止し、もしくは発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) もしくはその事業の全部の譲渡 (*cession totale de l'entreprise*) を命じる判決が下された場合、もしくは発行会社が同様の手続の対象となった場合、法的手続をとることなく発行会社とその債権者のための移転、譲渡もしくはその他の取決めを行ったり、債権者との和議手続を行った場合、または発行会社により清算もしくは解散の決議がなされた場合。ただし、かかる手続が合併その他の組織再編成に関連して行われ、これにより発行会社のすべての資産が発行会社の活動を承継する別の法人に譲渡され、発行会社のすべての債務および負債（本社債を含む。）が当該法人によって引受けられる場合を除く。

7. 時効

本社債に関する元本の支払に係る請求は、その支払期日より 10 年を経過した時に時効により無効となり、（もしあれば）本社債に関する利息の支払に係る請求は、その支払期日より 5 年を経過した時に時効により無効となるものとする。

8. 本社債券および利札の代り券の発行

本社債券（包括社債券を含む。）または利札が毀損、摩損、盗難、破損もしくは紛失した場合、代り券の発行に関連して発生する費用をその請求者が支払ったときは、発行会社が要求する証拠および補償の条件に従い、主支払代理人の所定の事務所にて代り券を発行することができる。毀損または摩損した本社債券または利札については代り券が発行される前に提出することを要する。本社債券または利札の消却および代り券の発行は、適用ある法律により要求される手続を遵守して行われるものとする。

9. 追加発行

発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、随時、本社債と同一の条件を有するか、または発行日、発行価格、最初の利息の金額および支払日ならびに／もしくは利息が発生する日を除くすべての点において同一の条件を有し、本社債と統合されて単一のシリーズを構成する社債を追加して発行するこ

とができるものとする。フランス法の下で、これらの追加社債は、その追加社債の条件として定められた場合、本社債と統合 (*assimilables*) されるものとする。

#### 10. 公告

- (a) 本社債に関するすべての公告は、(i) ヨーロッパにて一般に発行されている主要な英字の日刊新聞 (ファイナンシャル・タイムズであることが予定されている。) において、または(ii) 金融市場機関の一般規則第 221-3 条および第 221-4 条に従って、一度掲載された場合に有効となる。当該公告は、その掲載日に行われたものとみなされ、または複数回もしくは異なる期日に掲載された場合は、その最初の掲載日に行われたものとみなされる。利札所持人は、すべての目的で、本要項に従い本シリーズの本社債権者に対して行われた公告の内容を通知されたものとみなされる。
- (b) 確定社債券が発行される時までは、本シリーズのすべての包括社債券 (上場の有無を問わない。) の全部がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管されている限り、当該シリーズに関してのみ、上記本項(a)に記載する公告に代えて、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対し、これらが本社債権者に対して連絡するよう通知を交付することができる。これらの通知は、当該通知がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付された日の 2 日後に本社債権者に対して行われたものとみなされる。
- (c) いずれの本社債権者による通知も、関連する本社債券とともに、書面による通知を主支払代理人に預託することにより行われるものとする。本社債が包括社債券により表章されている間は、本社債権者による通知は、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて主支払代理人に対し、主支払代理人およびユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクが承認する方法によって行われるものとする。
- (d) (通知の方法を問わず) 本社債権者に対するすべての通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対しても書面にて交付されるものとする。

#### 11. 社債権者集会、変更および放棄

代理人契約には、本社債、利札または代理人契約の条項を変更する特別決議による承認を含めて、本社債権者の利益に影響する事項を考慮するための社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者集会は、発行会社または本社債の未償還額面総額の 5 パーセント以上を保有する本社債権者により招集することができる。社債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本社債の未償還額面総額の 50 パーセント以上を所持または代表する 1 名以上の者、またはその延会においては額面総額の割合を問わずそのように所持または代表する 1 名以上の者であるものとする。ただし、本社債または利札の条項の変更 (本社債の満期償還日もしくは利払期日、本社債に関して支払われるべき元本額もしくは利息の利率の引下げもしくは消却、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。) がその議題に含まれる会議においては、特別決議の可決に必要な定足数は、本社債の未償還額面総額の 3 分の 2、またはその延会においては 3 分の 1 を所持または代表する 1 名以上の者であるものとする。いずれの社債権者集会におい

て可決された特別決議も、集会に出席したかどうかを問わず、すべての本社債権者および利札所持人を拘束するものとする。また、特別決議は、本社債の額面総額の 90 パーセント以上を保有する本社債権者により署名された場合には、書面により可決することができるものとする。

主支払代理人および発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、以下の事項につき合意することができる。

(a) 本社債権者の利益を著しく侵害しないものである本社債、利札または代理人契約の変更。

(b) 形式的、軽微もしくは技術的性格であるか、瑕疵のある規定を是正、訂正もしくは補足するか、明白な誤謬もしくは疑う余地のない誤謬を是正、訂正もしくは補足するために行う、または発行会社が設立された法域における法律の強行規定を遵守するための本社債、利札または代理人契約の変更。

これらの変更は、本社債権者および利札所持人に対し拘束力を有するものであり、これらの変更は、その後実施可能な限り速やかに、本要項第 10 項に従って本社債権者に対して通知されるものとする。

## 12. 代理人

代理人契約に基づく行為において、代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札所持人に対しいかなる義務をも負わず、またはこれらとの代理もしくは信託関係も引き受けるものではない。ただし、（発行会社が本社債権者および利札所持人に対して本社債またはそれに対する利息の支払を行う義務に影響することなく）本要項第 7 項に基づく時効の期間の満了まで、主支払代理人により本社債の元本もしくはそれに対する利息の支払のために受領された資金を主支払代理人が本社債権者および／または利札所持人のために信託として保管することを除く。発行会社は、代理人契約に基づき発行会社に対して課される義務を履行し遵守することに合意する。代理人契約には、支払代理人の補償および一定の状況における責任の免除に関する条項が含まれ、これらのいずれも、発行会社およびその子会社と取引を行う権利を有し、本社債権者または利札所持人に対してかかる取引の結果生ずる利益につき説明する責任を負うものではない。

## 13. 1999 年契約（第三者の権利）法

本社債は、本社債の条項を執行するための 1999 年契約（第三者の権利）法に基づくいかなる権利も付与するものではないが、これは同法とは別に存在しまたは行使可能な第三者の権利または救済には影響するものではない。

## 14. 準拠法および管轄裁判所

### (a) 準拠法

代理人契約、約款、本社債および利札ならびに代理人契約、約款、本社債よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

### (b) 管轄裁判所

本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して（直接的または間接的に）生じるすべての紛争（本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務に関する

紛争を含む。) (以下「紛争」という。) の解決には英国の裁判所が管轄権を有し、発行会社は英国の裁判所の管轄権を受け入れるものとし、各本社債権者は (本社債の取得により) 英国の裁判所の管轄権を受け入れたものとみなされる。本項において、発行会社は、紛争が不都合または不適切な裁判所に提起されたとの英国の裁判所に対する主張を放棄し、各本社債権者は (本社債の取得により) かかる主張を放棄したものとみなされる。

(c) 送達代理人の任命

発行会社は、送達代理人として、現在ロンドン市 NW1 6AA、ヘアウッド・アヴェニュー10 (10 Harewood Avenue, London NW1 6AA) に所在するビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店 (BNP Paribas, London branch) (Loan Administration Department 気付) を任命し、またビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店が代理人でなくなった場合、または英国における登録を喪失した場合には、いかなる訴訟手続に関しても英国における送達代理人として別の者を任命し、本要項第 10 項に従い直ちに本社債権者に対して通知することを約束する。本項の内容は、法律により許容される他のいかなる方法による送達手続の権利にも影響を及ぼさないものとする。

15. 包括社債券

本社債は、当初は無記名式包括仮社債券 (以下「無記名式包括仮社債券」という。) の様式にて発行され、それはユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関に対し、本社債の当初発行日と同日またはそれ以前に交付されるものである。本社債が無記名式包括仮社債券により表章されている間は、交換日 (以下に定義される。) 以前に行われるべき元本、(もしあれば) 利息またはその他の金員の支払は、当該社債券における利益の実質的所有者が米国人でないまたは米国人に対する売却のために本社債を買入れた者でない旨の証明書 (規定される様式に従う。) が、米国財務省規則に基づき、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付されており、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクが、(受領した当該証明書に基づく) 類似証明書を主支払代理人に対して交付している場合に限り、無記名式包括仮社債券の呈示に対して行われる。

無記名式包括仮社債券が発行された後 40 日目以降の日 (以下「交換日」という。) に、その無記名式包括仮社債券の利益は、当該社債券に記載されるとおり、請求に応じて、無記名式包括仮社債券における利益の実質的所有者が米国人でない旨の証明書の交付と引換えに無記名式恒久包括社債券 (以下「無記名式恒久包括社債券」という。) における利益と交換することができる。

無記名式恒久包括社債券に対する元本、(もしあれば) 利息またはその他の金員の支払は、何ら証明書の必要なく無記名式恒久包括社債券の (それぞれの場合に応じ) 呈示または提出に対してユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて行われる。

無記名式恒久包括社債券は、(i) (当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する) ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクから、当該社債券に記載されているように主支払代理人に対する遅くとも 60 日前の書面による通知がなされた場合、または (ii) 交換事由が



発生した場合に限り、（無償にて）全部（一部は不可。）につき、相当する場合は利札を付して、無記名式確定社債券に交換される。ここにおいて、「交換事由」とは(i)債務不履行事由（本要項第6項に定義される。）が発生し継続した場合、(ii)ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの双方が連続する14日間以上営業を行っていない（法定またはその他の休日による場合を除く。）、または事業を永久に停止する意図を発表しもしくは実際に事業を停止し、かつ、承継する決済制度が利用可能でないと  
の通知を発行会社が受けた場合、または(iii)無記名式恒久包括社債券により表章される本社債券が確定様式であれば生じなかったような税務上の悪影響を受けた場合、を意味する。発行会社は、交換事由が発生した場合は本要項第10項に従い速やかに本社債権者に対して通知するものとする。交換事由が発生した場合、（当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクは、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができ、上記(iii)に記載する交換事由の発生の場合は、発行会社もまた、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができる。これらの交換は、主支払代理人が最初の適切な通知を受領した日から45日以内に行われるものとする。

無記名式恒久包括社債券が無記名式確定社債券に交換される場合、かかる無記名式確定社債券は、最低指定券面額でのみ発行されるものとする。決済制度に基づき、指定券面額の整数倍でない金額の本社債を保有する本社債権者は、交換日までに、保有する本社債が指定券面額の整数倍となるよう、本社債を購入または売却する必要性が生じる可能性がある。

本社債券のいずれかがユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管される無記名式の包括社債券により表章される限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において、当該本社債券の特定の額面金額の所有者として（この点に関し、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行される、いずれかの者の口座に保有される当該本社債券の額面金額に関する証明書またはその他の文書は、重大な誤謬がない限り、すべての目的のために最終的かつ拘束力を有するものとする。）記帳されている者（ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを除く。）はそれぞれ、発行会社および代理人により、当該本社債券の額面金額に対する元本または利息の支払に関するものを除くすべての目的で当該本社債券のその額面金額の所有者として取り扱われるものとする。元本または利息の支払に関しては、当該包括社債券の所持人が、発行会社およびいずれの代理人によっても、当該包括社債券の条件に従って、当該本社債券の額面金額の所有者として取り扱われるものとする。

包括社債券により表章される本社債は、ユーロクリアおよび／もしくはクリアストリーム・ルクセンブルクまたは発行会社もしくは主支払代理人により承認されたその他の決済制度の規則および手続に従ってのみ移転することができる。

## 16. 様式、券面額、権原および移転

本社債は、各本社債の額面 5,000 ブラジル・レアルの無記名式で発行され、確定社債券が発行される場合には、連続番号が付される。かかる確定社債券は、利札が付されて発行される。ただし、確定社債券は、本要項第 15 項に記載のとおり一定の場合を除き発行されない。

以下に定める条件に従い、本社債および利札の権原は引渡しにより移転する。各利札の所持人は、その利札が本社債券に添付されているかどうかを問わず、その所持人の権能として、当該本社債券に含まれるすべての条項に従うものとし、それらに拘束されるものとする。発行会社および支払代理人は、適用ある法律により許容される限りにおいて、いかなる本社債券または利札の所持人をも（それらの本社債券または利札の支払期限が過ぎたか否かに関わらず、また本社債券面上への所有権等に関する記載、以前の本社債券の損失または盗難の通知に関わらず）すべての目的のためにその最終的所有者として取り扱うことができる。

### 課税上の取扱い

#### (1) フランスの租税

以下は、本社債の保有に関する一定のフランス税効果の概要である。

この概要は、本社債を取得、保有または処分することに関連する可能性のあるフランス税務上の留意事項のすべてを網羅的に記載したものではない。この概要は、本発行登録追補書類の提出日（平成 27 年 2 月 13 日）現在において有効な法令に基づいており、したがって、当該日以降に効力を生じる法令の変更により影響を受ける可能性がある。

##### 源泉徴収税

以下は、発行会社の株式を現在保有していないか、または発行会社とのその他の関係を有しない本社債権者に関連する可能性のある一定の源泉徴収税の留意事項についての概要である。

フランス共和国の 2009 年第 3 号改正金融法 (*loi de finances rectificative pour 2009 no.3*) (2009 年 12 月 30 日付 2009-1674 法) (以下「本法」という。)の導入後、2010 年 3 月 1 日以後に発行された社債について発行会社によってなされる利息およびその他の収入の支払には、当該支払がフランス国外における、フランス一般租税法第 238-0 条 A に定められた意味における非協調的な国または属領 (*Etat ou territoire non coopératif*) (以下「非協調国」という。)においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第 125 条 AIII に定められる源泉徴収税は課されない。当該社債の当該支払が非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第 125 条 AIII に基づいて 75 パーセントの源泉徴収税が適用される (ただし、一定の例外および適用される二重課税防止条約のより有利な条項の対象となる。)

さらに、フランス一般租税法第 238 条 A に基づき、当該社債の利息およびその他の収入は、それらが非協調国において設立されもしくは住所を有している者に対して支払われもしくは生じた場

合または非協調国において支払われた場合、発行会社の課税所得の控除対象とはならない。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息およびその他の収入は、フランス一般租税法第 109 条に基づいてみなし配当とみなされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息およびその他の収入には、フランス一般租税法第 119 条の 2 に基づいて定められる 30 パーセントまたは 75 パーセント（ただし、適用される二重課税防止条約のより有利な条項の対象となる。）の源泉徴収税が課される場合がある。

上記にかかわらず、本法では、ある社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息またはその他の収入の支払を認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる発行にはフランス一般租税法第 125 条 AIII に定められる 75 パーセントの源泉徴収税の規定およびフランス一般租税法第 238 条 A に定められる不控除に関する規定のいずれもが適用されないと規定されている（以下「本例外」という。）。フランスの税務公報（*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts*）（BOI-INT-DG-20-50-20140211 no. 550 および 990、BOI-RPPM-RCM-30-10-20-40-20140211 no. 70 および 80 ならびに BOI-ANX-000364-20120912）に基づき、社債が下記のいずれかに該当する場合、発行会社はかかる社債の発行の目的および効果に係る証拠を提示することなく、かかる社債の発行について本例外が適用される。

- (i) フランス財政金融法 L. 411-1 条に定められた意味における公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への募集書類の登録または提出が必要となる勧誘を意味する。
- (ii) 規制市場またはフランス共和国もしくは外国の多国間証券取引システムにおける取引が承認されている場合（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在しておらず、かかる市場の運営が取引業者もしくは投資サービス業者またはその他類似の外国エンティティによって実行されている場合に限る。（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者またはエンティティが非協調国に所在しない場合に限る。））。
- (iii) その発行時において、フランス財政金融法 L. 561-2 条に定められた意味における中央預託機関もしくは証券の決済および受渡しのためのシステムの運用機関または 1 以上の類似の外国預託機関もしくは運用機関の提供する決済業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運用機関が非協調国に所在しない場合に限る。）。

本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグを通じて決済されるため、適用ある規則に基づく本免除を受けることができ、適用ある規則が将来変更される場合を除き、フランスにおける源泉徴収税および控除に関する規定のいずれも本社債には適用されない。

一定の限られた例外を除き、フランス一般租税法第 125 条 A に従い、税務上のフランスの居住者（*domiciliés fiscalement*）である個人が受け取る利息および類似の収入には 24 パーセントの源泉徴収税が課され、これはかかる支払がなされた年度に係る個人の所得税額から控除される。社会税（一般社

会拠出金、社会保障債務返済拠出金およびその他関連する拠出金)もまた、税務上のフランスの居住者である個人が受け取る利息および類似の収入に対し、合計 15.5 パーセントの源泉徴収税として課される。

## (2) 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務または税務顧問に相談する必要がある。

本社債の利息は、日本国の税法の定めるところにより、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上 20 パーセント (15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税) (2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント (15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税) の税率となる。) の源泉所得税を課される (平成 25 年法律第 5 号による改正前の租税特別措置法第 3 条の 3、平成 25 年法律第 5 号附則第 20 条、地方税法第 71 条の 5 および 6)。居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限のもとで、日本国の所得に関する租税から控除することができる。上記にかかわらず、2016 年 1 月 1 日以後に日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、日本国の税法上 20 パーセント (15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税) (2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント (15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税) の税率となる。) の申告分離課税の対象となる (租税特別措置法第 8 条の 4、地方税法第 71 条の 5 および 6)。

本社債の償還金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額については、明確な規定がないため、全く疑義無しとはしないが、償還差益として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われ、かつ、所得が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる (所得税法第 35 条第 1 項、所得税基本通達 35-1(3))。また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。また本社債の償還金額が本社債の取得価額を下回る場合の償還差損を日常的な家庭内の事項に関して生じた損失または利子所得を得るための支出と解する見解がみられるが、それによると、個人投資家に発生した償還差損は課税上ないものとみなされることとなる。上記にかかわらず、日本国の居住者が 2016 年 1 月 1 日以後に本社債の償還を受けた場合には、その償還差益は、20 パーセント (15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税) (2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント (15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税) ) の税率による申告分離課税の対象となる (租税特別措置法第 37 条の 11 第 1 項、第 2 項第 14 号、第 3 項)。その場合、償還差損については、一定の条件の下で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

本社債の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合は、譲渡益は原則非課税とされ、譲渡損は所得税法上はないものとみなされる。内国法人投資家が本社債を譲渡した場合および外国法人投資家

が本社債を国内の営業所を通じて譲渡した場合に生じた譲渡損益については、益金の額または損金の額として課税所得に算入され法人税および地方税が課される。上記にかかわらず、日本国の居住者である個人が2016年1月1日以後に本社債を譲渡した場合には、その譲渡益は、20パーセント（15パーセントの国税と5パーセントの地方税）（2037年12月31日までは20.315パーセント（15.315パーセントの国税と5パーセントの地方税））の税率による申告分離課税の対象となる（租税特別措置法第37条の11第1項、第2項第14号）。その場合、譲渡損については、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

外国法人の発行する社債から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に係る利息および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 発行会社の発行する社債に関するリスク要因

BRRD（以下に定義する。）の施行を前提として制定された銀行業務の分離および規制に関する2013年7月26日付フランス法（*loi de séparation et de régulation des activités bancaires*）（以下「SRAB法」という。）は、金融健全性監督・破綻処理機構（*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*）（ACPR）に名称変更されたフランスの金融健全性規制監督機構の新たな破綻処理委員会に破綻処理の権限を付与することを内容とするフランスの信用機関および投資会社に適用される破綻処理制度に関する枠組を設定した。SRAB法は、フランスの信用機関または投資会社が健全でない状態に至った場合には、フランスの破綻処理委員会が、その裁量により、取得者または承継銀行にその株式または資産を譲渡する等の方法による破綻処理を行うことができる旨を定めている。同委員会はさらに、株式資本を消却または減額し、続いて必要であれば、超劣後債、持分証券（*titres participatifs*）および継続企業ベースで生じる損失を吸収することを条件とするその他の優先順位の低い劣後債を減額もしくは消却し、またはこれらを株式に転換し、その後、その他の劣後性金融商品についても同様の処理を行うことができる。

2014年5月15日に、欧州連合理事会は、信用機関および投資会社の再建および破綻処理制度に関する枠組を設定する欧州議会および欧州連合理事会の指令2014/59/EU（以下「BRRD」という。）を採択した。BRRDは、欧州連合の2014年6月12日付官報において公表され、フランス国内において施行されることとなった。これは、経営状態の悪化した金融機関の重要な金融機能および経済機能の継続を確保するために十分に早期かつ迅速な介入を行うための確かな手法を当局に提供する一方で、経済および金融システムにおけるこれらの金融機関の破綻の影響の最小化を図ることを企図している。

BRRDには、以下に記載する4つの破綻処理手法および権限が含まれており、関連ある破綻処理当局が、(a)金融機関が破綻に陥っているかまたは陥る可能性が高く、(b)民間による代替手段または管理手続によって金融機関の破綻を合理的な期間内に回避できる合理的な見込みがなく、かつ(c)破綻処理措置が公の利益になるとみなした場合、当該破綻処理当局はこれらの手法を単独でまたは組み合わせて採用することができる。

- (i) 事業の売却 — 破綻処理当局は、企業の売却またはその事業の全部もしくは一部の売却を商業的条件で行うことを命じることができる。
- (ii) 承継金融機関の設置および利用 — 破綻処理当局は、企業の事業の全部または一部を「承継金融機関」（かかる目的のために設立された全部または一部が公の支配下にある企業）に譲渡することができる。
- (iii) 資産分離 — 破綻処理当局は、減損資産または問題のある資産を、最終的に売却または計画的に縮小することを通じてその価値を最大化させることを目的として管理するために、1つまたは複数の公の資産運用会社に譲渡することができる（この手法は、別の手法と組み合わせてのみ採用することができる。）。
- (iv) ベイルイン — 破綻処理当局に、破綻金融機関の無担保債権者の請求権を減額し、本社債を含む一部の無担保債の請求権を株式へ転換する権限を付与する。かかる株式は、さらに将来採用されるベイルイン・ツールの対象となり得る。

BRRDは、また、加盟国に対し、財政的安定を確保した上で上記の破綻処理手法を可能な範囲で最大限に評価し活用した後の最後の手段として、追加的財政安定手法を通じた特別の公的な財政支援を行う権利を付与しており、これには公的な資本支援および一時的な国有化の手法が含まれる。かかる特別の財政支援は、欧州連合の加盟国援助の枠組に従って提供されなければならない。

金融機関は、継続的な許認可の要件に違反しているかもしくは近い将来に違反する可能性がある場合、資産が負債を下回っているかもしくは近い将来に下回る可能性がある場合、期限が到来した債務の支払ができないかもしくは近い将来に支払ができなくなる可能性がある場合、または臨時の公的な財政支援を必要としている場合において（一定の限られた状況を除く。）、破綻に陥っているかまたは陥る可能性が高いとみなされる。

破綻処理当局は、ベイルインを適用する場合、まず最初にエクイティ・ティア1金融商品を減額または消却しなくてはならず、その後、ティア1金融商品を追加で減額、消却または転換し、さらに、ティア2金融商品およびその他の劣後債を、必要な範囲において、かつ、可能な限度において減額、消却または転換しなくてはならない。破綻処理当局は、優先債のベイルインが有効となり、これによる減少額の総額が必要額を下回っている場合に限り、通常の破綻手続における請求権の優先順位に従い、無担保債権者に対して支払うべき元本金額または未払金額を必要な範囲において減額または転換する。

BRRD は、遅くとも 2016 年 1 月 1 日から適用される優先債ベイルイン・ツールを除き、2015 年 1 月 1 日から加盟国により適用される旨を規定している。BRRD に含まれる規定の多くは、SRAB 法に既に含まれている規定と同様の効果を有する。

SRAB 法はフランス国内において既に有効となっているが、SRAB 法の規定は、将来 BRRD の最終版を反映させるために改定される必要がある。BRRD を反映させるために今後行われる改定については、現時点では明らかになっていない。

BRRD に規定された権限および SRAB 法で既に一定の範囲で規定された権限は、信用機関および投資会社の運営方法のみならず、一定の状況においては、債権者の権利にも影響を及ぼす。

BRRD が、フランス法に基づき、現在有効である SRAB 法に代えてまたは SRAB 法に加えて施行された場合、本社債は、ベイルイン・ツールの適用を受けて減額または株式転換されることがあり、本社債権者はその投資の全額または一部を失う結果となることがある。BRRD および SRAB 法に基づく権限の行使またはその行使の示唆は、本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値または本社債に基づく義務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### **第 3 【第三者割当の場合の特記事項】**

該当事項なし。

## **第二部 【公開買付けに関する情報】**

該当事項なし。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2013年度）（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

平成26年6月2日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書及びその添付書類

事業年度（2014年度中）（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）

平成26年9月30日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成27年2月13日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、臨時報告書を平成26年7月11日に関東財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成26年9月1日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正報告書を含む。）および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成27年2月13日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はない。



### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

グラントウキョウ ノースタワー

#### 第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に  
掲げる要件を満たしていることを示す書面

関東財務局長 殿

平成26年3月14日

会社名 ビー・エヌ・ピー・パリバ

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
代理人 弁護士 柴田 弘典

署名 柴田 弘典

1. 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 当社が本邦において発行登録書の提出日（平成26年3月14日）以前5年間にその募集または売出しに係る有価証券届出書または発行登録追補書類を提出することにより発行し、または交付された社債券の券面総額または振替社債の総額は100億円以上であります。  
(平成25年9月6日の募集)  
券面総額または振替社債の総額：756億円

## 2014 年度通期決算報告書

プレスリリース  
2015 年 2 月 5 日、パリ発

- 営業収益は全事業部門で増収を達成
- 専門的金融部門の業績は極めて好調

営業収益：前年度比 **+3.2%\***

営業総利益も増加

営業総利益：前年度比 **+5.6%\***

リスク費用は低減

リスク費用：前年度比 **-2.5%**

特別項目を除く株主帰属純利益

**70 億ユーロ\***

**2014 年度は一時項目が大きく影響**

**-74 億ユーロ**

うち、米司法当局との包括的和解に関わる費用：**-60 億ユーロ**

⇒ 株主帰属純利益：**1 億 5700 万ユーロ**

盤石なバランスシート：資産の健全性を **AQR** の結果で確認

バーゼル 3 エクイティ **TIER1** 比率：**10.3%\*\***

**2014 年度の業績は好調**

\* 一時項目を除く； \*\*2014 年 12 月末現在。経過措置なしで全ての資本要求指令 4 (CRD4) 規則を考慮した比率 (全面適用)

好業績ながらも一時項目が 2014 年度に大きな影響を及ぼす.....	2
リテールバンキング事業.....	5
インベストメント・ソリューションズ事業.....	13
コーポレートバンキング・投資銀行 ( CIB ) 事業.....	14
コーポレート・センター.....	16
財務構造.....	17
2014-2016 年度事業開発計画.....	18
連結損益計算書.....	23
TEB について持分法から全部連結への変更によるグループの 2013 年度第 4 四半期および 2013 年度通期業績への影響.....	23
2014 年度第 4 四半期 - コア事業部門別業績.....	24
2014 年度通期 - コア事業部門別業績.....	25
連結四半期業績の推移.....	26
2014 年度第 4 四半期および 2014 年度通期の主な特別項目.....	33

本プレゼンテーションに含まれる数値は、未監査の数値です。2014 年 3 月 14 日に、BNP パリバは、2013 年度の四半期決算に関わる修正を発表しました。かかる修正には次の 4 点が特に反映されています。(i) IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、および IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」、ならびに改訂 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」を適用しました。なお、IFRS 第 11 号の適用により、グループの 2013 年度株主帰属純利益に対して、1400 万ユーロの押し下げ効果が生じています。(ii) 中期事業計画を念頭に置き、2014 年 1 月 1 日をもって、特定の業務および業績が、グループ内部で移管あるいは振替えられました。(iii) バーゼル 3 基準の適用により、部門別および業務ライン別の配賦資本の修正がなされました。(iv) 流動性に関わるコストを事業部門へ賦課する慣行を、流動性カバレッジ比率 (LCR) のアプローチに沿うように調整しました。さらに、2014 年度決算報告との比較可能性を確保するために、TEB (トルコ・エコノミ・バンカシ) グループに対して 2013 年度を通して全部連結を適用していたとみなす、2013 年度の見積財務諸表が作成されています。これら修正後の決算報告において、2013 年度に関わる数値は、あたかも取引が 2013 年 1 月 1 日に実行されたかのように表示されています。本プレゼンテーションは、修正された 2013 年度の四半期数値に基づいています。

本プレゼンテーションには、将来の事象に関する現在の見解および見通しに基づいた予測的な記述が含まれています。予測的な記述には、財務上の予測や見積りおよびその基礎となる仮定、将来の事象、事業活動、商品およびサービスに関連する計画、目標および見通しに関する記述、ならびに将来の業績およびシナジーに関する記述があります。予測的な記述は将来の業績を保証するものではなく、BNP パリバとその子会社および出資先企業にまつわる固有リスク、不確実性および仮定によって左右されるものです。さらには、BNP パリバとその子会社の事業展開、銀行業界のトレンド、将来の設備投資および買収、グローバルもしくは BNP パリバの主要地域市場における経済状況の変化、市場競争ならびに規制といった要因にも左右されます。これらの事象はいずれも不確実なものであり、現在の見通しとは異なる結果と、ひいては現在の見通しとは大きく異なる業績をもたらす可能性があります。実際の業績は、予測的な記述において見積りまたは示唆されたものとは大きく異なる可能性があります。本プレゼンテーションに含まれるいかなる予測的な記述も本プレゼンテーション発行日現在の予測であり、BNP パリバは、新たな情報や将来の事象によって、予測的な記述を公に修正もしくは更新する責任を負いません。

本プレゼンテーションに含まれる BNP パリバ以外の第三者に関わる情報もしくは外部の情報源から入手した情報は、その真実たることを独立に確認したものではありません。ここに記載の情報や意見に関して、表示または保証を表現あるいは示唆してはならず、またその公正性、正確性、完全性または正当性に関しては確実なものではありません。BNP パリバもしくはその代表者ともに、いかなる過失に対しても責任を負わず、また本プレゼンテーションあるいはその内容の使用により生ずる、もしくは本プレゼンテーションやここに記載の情報や資料に関連して生じる、いかなる損失に対しても責任を負いません。

2015年2月4日にBNPパリバ取締役会が開催され、ジャン・ルミエール会長が議長を務めるなか、当グループの2014年度第4四半期の業績が検討され、2014年度の財務諸表が承認されました。

## 好業績ながらも一時項目が2014年度に大きな影響を及ぼす

グループの2014年度決算には、一時項目による深刻な影響が反映されています。これらの一時項目を除くとグループは好業績を収めていますが、これは、多様化したビジネスモデルの恩恵に加え、金融機関、事業法人、および個人顧客層から寄せられる信頼のおかげに他なりません。当年度においてグループは以下の3つのボルトオン買収を実行しました。すなわち、LaSerの未保有株50%を取得するとともに、ポーランドでBGZ（食糧経済銀行）を買収し、さらにドイツではDABバンクを買収しました。

2014年度通期の営業収益は391億6800万ユーロに上り、前年度比2.0%の増収でした。当年度の営業収益には、合計で-3億2400万ユーロに上る一時項目が含まれていました（2013年度は+1億4700万ユーロ）。すなわち、(i) 自己負債の再評価に関わる修正額（Own Credit Adjustment : OCA）およびデリバティブに関わる債務価値調整額（Debt Value Adjustment : DVA）が-4億5900万ユーロ；(ii) フィクスト・インカム部門において調達評価調整（Funding Valuation Adjustment : FVA）を導入したことに起因して-1億6600万ユーロ；(iii) 投資有価証券として保有していた株式の譲渡益 +3億100万ユーロです。これら一時項目を除くと、当年度の営業収益は前年度比3.2%増加しました。

事業部門合計の営業収益は前年度比1.9%<sup>1</sup>増加し、とりわけ専門的金融部門が好調でした。営業収益は全事業部門で増収となり、リテールバンキング事業<sup>3</sup>で+2.0%<sup>2</sup>、インベストメント・ソリューションズ事業で+3.7%<sup>2</sup>、コーポレートバンキング・投資銀行事業（CIB）では+2.1%<sup>1</sup>の増収となりました。

営業費用は当年度に265億2600万ユーロとなり、前年度比2.1%増加しました。当年度の営業費用には、Simple & Efficient計画に関わる変革費用の一時的な影響として7億1700万ユーロが含まれていました（2013年度は6億6100万ユーロ）。

事業部門合計の営業費用は、前年度比1.7%<sup>2</sup>増加しました。事業開発計画に関わる費用の増加は、Simple & Efficientの費用節減効果が発揮されたおかげで限定的でした。部門別では、営業費用はリテールバンキング事業<sup>3</sup>で1.2%<sup>2</sup>増加し、インベストメント・ソリューションズ事業では2.9%<sup>2</sup>増加し、そしてCIB事業で2.2%<sup>2</sup>増加しました。

営業総利益は、当年度に126億4200万ユーロとなり前年度比1.6%増加しました（特別項目を除くと5.6%の増加）。また、事業部門合計では2.2%<sup>1</sup>の増加でした。

グループのリスク費用は当年度に2.5%減少し、37億500万ユーロとなりました（融資残高の57bpに相当）。これはグループの確かなリスク管理能力を反映するものです。なお、当年度のリスク費用には、東欧の非常事態に起因する一過性の引当金繰入額1億ユーロが含まれています。

グループは、特定の米ドル資金決済に関わる米司法当局との包括的和解を受けて引当金を計上しましたが、これにはとりわけBNPパリバが支払うことで合意した総額89億7000万米ドル（66億ユーロ）が影響していました。既に設定済みの引当金額を考慮した上で、グループは当年度に合計60億ユーロに上る一過性の引当金繰入額を計上しました。うち、57億5000万ユーロは罰金に充当され、残部の2億5000万ユーロは、包括的和解の一環として発表された是正計画に関連して将来発生するであろう費用に備えたものです。

<sup>1</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除き、かつ一時項目を除く。

<sup>2</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

<sup>3</sup> 国内市場部門、バンクウェストおよびTEBのプライベート・バンキングの100%を含む（PEL/CELの影響を除く）。

営業外損益は、当年度に+2億1200万ユーロの利益となりました。当年度の営業外損益には、BNL バンカ・コメルシアレに關わるのれんの減損損失 -2億9700万ユーロが特に影響を及ぼしています。なお、前年度の営業外損益は +3億9700万ユーロの利益となり、これには -1億7100万ユーロに上る一時項目が含まれていました。

これらを受けて、当年度の税引前利益は 31億4900万ユーロとなり、対して前年度は 82億3900万ユーロでした。ただし、一時項目<sup>1</sup>を除くと、当年度の税引前利益は前年度比 8.9%の増加でした。

以上から、2014年度の株主帰属純利益は 1億5700万ユーロとなりました（前年度は 48億1800万ユーロ）。なお、一時項目<sup>1</sup>を除くと、当年度の株主帰属純利益は 70億4900万ユーロでした。

グループのバランスシートは盤石です。2014年12月末現在、バーゼル3基準全面適用のエクイティ Tier 1 比率<sup>2</sup>は 10.3%でした。これには、欧州中央銀行（ECB）によって実施された資産査定（AQR）の結果に加え、Prudent Valuation Adjustment（PVA：慎重性に基づく評価）規則を前倒しで導入した影響が織り込まれています。バーゼル3基準全面適用のレバレッジ比率<sup>3</sup>は 3.6%<sup>4</sup>でした。また、流動性カバレッジ比率は 114%でした。さらに、グループの即時利用可能な余剰資金は 2014年12月末で 2910億ユーロに上っており（2013年12月末は 2470億ユーロ）、これは短期資金調達との関係で1年以上の余裕資金があることを意味します。

1株当たり純資産額<sup>5</sup>は 2014年12月末現在で 61.7ユーロに上り、2008年12月末からの年平均成長率は 4.5%となりました。

取締役会は、株主総会において株主に対し、前年度に關わる配当金と同じ額、すなわち、1株当たり 1.50ユーロの現金配当を提案する予定です。

さらに、グループは、米司法当局との包括的和解の一環として合意された是正計画を積極的に実施中であり、また、内部統制およびコンプライアンスの体制強化を押し進めています。

\*  
\* \*

2014年度第4四半期において、営業収益は 101億5000万ユーロに上り、前年同期比 7.2%の増収でした。当四半期の営業収益には、LaSerの完全子会社化に加え、ポーランドで BGZ を買収したことによる、連結範囲の変更がとりわけ大きな恩恵をもたらしました。前年同期と同様に、当四半期においても営業収益の一時項目は軽微なものでした。連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、事業部門合計の営業収益は 1.1%の増収となりました。部門別では、リテールバンキング事業<sup>6</sup>で 3.3%増加し、またインベストメント・ソリューションズ事業で 1.5%増加した一方、CIB 事業では 3.9%減少しました。

営業費用は当四半期に 2.0%増加し、70億400万ユーロとなりました。当四半期の営業費用には、Simple & Efficient 計画に關わる変革費用の一時的な影響として -2億2900万ユーロが含まれていました（前年同期は -2億8700万ユーロ）。なお、一時項目を除くと、営業費用の増加幅は 3.0%となります。なお、連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、事業部門の営業費用は当四半期に 1.2%減少しました。

<sup>1</sup> 33頁を参照。

<sup>2</sup> 経過措置なしで全ての資本要求指令 4（CRD4）規則を考慮した比率。

<sup>3</sup> 2014年10月10日付けの欧州委員会（EC）委任法令に基づき、経過措置なしで全ての資本要求指令 4（CRD4）規則を考慮した比率。

<sup>4</sup> 今後 Tier 1 資本として算入不能になる項目を、算入可能な項目に置き換えて算定。

<sup>5</sup> 再評価前。

<sup>6</sup> 国内市場部門、バンクウェストおよび TEB のプライベート・バンキングの 100%を含む（PEL/CEL の影響を除く）。

営業総利益は当四半期に 31 億 4600 万ユーロに上り、前年同期比 20.8%の増加となりました。一時項目を除くと、16.6%の増加でした。また、連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、事業部門合計で前年同期比 6.2%の増加でした。

リスク費用は当四半期に 10 億 1200 万ユーロとなり、全般的に安定推移（前年同期比 -0.4%）した結果、融資残高の 60bp 相当となりました。

グループは、米司法当局との包括的和解の一環として発表された是正計画に起因して将来発生し得る費用について、追加で 5000 万ユーロに上る一過性の引当金繰入額を当四半期に計上しました。なお、前年同期には、かかる和解に備えて 7 億 9800 万ユーロ（11 億米ドル）の引当金を設定しました。

営業外損益は、当四半期に -1 億 9000 万ユーロとなりました。これに特に影響を及ぼしたのが BNL バンカ・コメルシアレに關わるのれんの減損損失 -2 億 9700 万ユーロでした。なお、前年同期の営業外損益は -3000 万ユーロとなり、-2 億 5200 万ユーロに上る一時項目が大きな影響を及ぼしました。

これを受けて、税引前利益は当四半期に 18 億 9400 万ユーロとなりました（前年同期は 7 億 6100 万ユーロ）。一時項目<sup>1</sup>を除くと、当四半期の税引前利益は、前年同期比 17.5%の増加となりました。

以上から、2014 年度第 4 四半期において、BNP パリバは株主帰属純利益 13 億 400 万ユーロを計上しました（前年同期は 1 億 1000 万ユーロ）。なお、一時項目<sup>1</sup>の影響を除くと、当四半期の株主帰属純利益は 17 億 8500 万ユーロとなりました。

\*  
\* \*

---

<sup>1</sup> 33 頁を参照。



## リテールバンキング事業

### 国内市場部門

2014 年度通期において、国内市場部門は、活気を欠く市場環境にも関わらず全般的に良好な業績を収めました。預金残高は前年度比 **3.6%**増加しましたが、なかでもフランス、ベルギーおよびドイツのコンソースバンクが好調な伸びを示しました。融資残高は、借入需要が緩やかに安定化したことから、当年度に **-0.3%**と若干の減少でした。国内市場部門の販売およびマーケティング活動の成果は、フランスやベルギーを始めとする欧州のキャッシュマネジメント業務で第 1 位につけたことや、Hello bank! の導入で成功を収めたことに現れています。なお、Hello bank! は、ドイツ、ベルギー、フランスおよびイタリアにおいて、既に 80 万口の顧客を獲得しています。さらに、国内市場部門は全支店網にわたり、店舗ごとに個性的なフォーマットの導入や、支店を訪れた顧客がこれまでにない経験をするような工夫を凝らすことにより、店舗のレイアウトを刷新しました。

当年度の営業収益<sup>1</sup>は 157 億ユーロに上り、前年度比 **1.3%**の増収でした。ベルギー国内リテールバンキング (BRB) および専門的金融業務 (アルバル、リーシング・ソリューションズ、および個人投資家部門) が高い伸びを示した一方、長引く低金利環境の影響がこれを一部打ち消す格好となりました。営業費用<sup>1</sup>は、コスト抑制努力が奏功した結果 99 億 8100 万ユーロとなり、前年度水準からほぼ横ばいでした。これを受けて国内市場部門で 1.3 ポイントの正のジョーズ効果が生み出され、引き続き業務効率が改善しました。

その結果、営業収益対コスト比率<sup>1</sup>がフランス、イタリアおよびベルギーで当年度も改善し、国内市場部門全体では **63.6%**となりました (2013 年度比で **-0.8** ポイントの改善)。

営業総利益<sup>1</sup>は当年度に 57 億 1900 万ユーロに上り、前年度比 **3.7%**増加しました。

以上から、イタリアにおけるリスク費用の上昇を考慮し、またプライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を国内市場部門からインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、当年度の税引前利益<sup>2</sup>は 33 億 7200 万ユーロとなり、前年度比 **3.7%**の減益でした。

2014 年度第 4 四半期において、営業収益<sup>1</sup>は 39 億 4100 万ユーロに上り、前年同期比 **2.0%**の増収となりました。これには BRB および専門的金融業務の好業績が貢献し、長引く低金利環境の影響を打消しました。当四半期の営業費用<sup>1</sup>は 26 億 300 万ユーロとなり、前年同期比 **0.2%**の微増に留まりました。このように良好なコスト抑制のおかげで、国内市場部門で 1.8 ポイントの正のジョーズ効果が生み出されました。営業総利益<sup>1</sup>は当四半期に 13 億 3800 万ユーロに上り、前年同期比 **5.7%**増加しました。リスク費用は 5 億 600 万ユーロとなり、前年同期比 **3.6%**減少しました。以上から、プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を国内市場部門からインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、税引前利益<sup>2</sup>は当四半期に 7 億 4800 万ユーロに上り、前年同期比 **8.9%**の増益を果たしました。

<sup>1</sup> フランス (PEL/CEL の影響を除く)、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

<sup>2</sup> PEL/CEL の影響を除く。

## フランス国内リテールバンキング (FRB)

2014 年度通期において、フランス国内リテールバンキング (FRB) 部門は、活気を欠く市場環境にありながらも粘り強さを発揮しました。FRB の積極的な業務活動の成果は、預金残高が前年度比 4.2%伸びたことに現れており、とりわけ当座預金が高い伸びを示しました。一方、融資残高は通期では 0.9%減少しましたが、それでも第 4 四半期には前年同期比 +0.1%へと持ち直しました。これには個人顧客セグメントで安定化したことに加え、法人客セグメントで若干増加したことが貢献しました。FRB による営業活動の展開は、BNP Paribas Entrepreneurs 2016 計画が好調なスタートを切り (国際レベルで 1,300 に及ぶ零細企業 (VSE) および中小企業 (SME) を支援)、また Innov&Connect 計画の導入により SME や革新的なスタートアップ起業家を支援し、さらには 14 のイノベーションハブの開設で成功を収めたことに現れています。なお、イノベーションハブは、既に 1,000 件に上るスタートアップ起業家の顧客を支援しています。BNP パリバ・ファクターは、フランス国内におけるファクタリング業務で第 1 位を獲得し、その地位を確固たるものにした。また、プライベート・バンキング部門は、確かな運用成績と運用資産残高の前年度比 6.0%増を伴い、フランス国内で第 1 位を確認しました。

営業収益<sup>1</sup>は当年度に 67 億 8700 万ユーロとなり、前年度比 1.0%の減収でした。純利息収入は前年度比 0.5%減少しました。これには、長引く低金利環境が当座預金のマージンを圧迫したことが響きました。手数料収入は、2014 年 1 月 1 日以降、フランス銀行法の下、特定の処理に関わる手数料に上限が課されたことが特に影響し、前年度比 1.7%減少しました。

業務効率改善策が引き続き奏功し、当年度の営業費用<sup>1</sup>は前年度比 1.1%減少しました。これを受けて、営業収益対コスト比率<sup>1</sup>は、0.1 ポイントの若干の改善により 66.2%となりました。

営業総利益<sup>1</sup>は当年度に 22 億 9400 万ユーロとなり、前年度比 0.8%減少しました。

リスク費用<sup>1</sup>は当年度も依然として低水準に留まり、融資残高の 28bp 相当となりました。ただし、前年度からは 5900 万ユーロ増加しました。

以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、FRB の税引前利益<sup>2</sup>は当年度に 17 億 5300 万ユーロとなり、前年度比 -4.9%の減益でした。

2014 年度第 4 四半期において、営業収益<sup>1</sup>は前年同期比 1.8%の減収となりました。これには、長引く低金利環境の影響で純利息収入が 2.8%減少し、また特定の処理に関わる手数料率の低下で手数料収入が -0.1%と若干減少したことが影響しました。営業費用は、業務効率の継続的な改善のおかげで、当四半期に 1.5%<sup>1</sup>減少しました。これを受けて営業総利益<sup>1</sup>は 2.4%減少しました。リスク費用<sup>1</sup>は前年同期と比べて 2000 万ユーロ増加しましたが、それでも依然として低水準に留まりました。以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、FRB の税引前利益<sup>2</sup>は当四半期に 3 億 4100 万ユーロとなり、前年同期比 10.5%の減益でした。

<sup>1</sup> PEL/CEL の影響を除き、フランス国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

<sup>2</sup> PEL/CEL の影響を除く。

## BNL バンカ・コメルシアーレ (BNL bc)

2014 年度通期において、BNL バンカ・コメルシアーレ (BNL bc) は、依然として厳しい経済環境にビジネスモデルを適応させるために、引き続き調整を行いました。融資残高は、全体で前年度比 2.2%減少しました。法人客および小規模事業者セグメント向けの貸出を見直したことがその主要因ですが、個人向け貸出の緩やかな回復がこれを補うに足りませんでした。預金残高は、前年度比 6.8%減少しました。その要因として、特に法人客セグメントの最もコスト高な預金を集中的に減少させたことがあります。一方、オフバランス貯蓄商品は好業績を上げ、生命保険残高は前年度比 18.7%増加し、またミューチュアルファンドの残高は前年度から 24.9%増加しました。さらに、プライベート・バンキングでは、事業が好調に伸びた結果、運用資産残高が前年度比 5.2%増加しました。こうしたなか、貯蓄性商品の販路拡大を目指して、BNL bc は当年度に自前のフィナンシャルアドバイザーのネットワークである *Promotori Finanziari* を発足させました。

2014 年度の営業収益<sup>1</sup> は、前年度と比べて-0.6%の僅かな減収となり、32 億 1900 万ユーロでした。純利息収入は、融資残高減少によるマイナス影響を、預金の構造調整によるプラス効果が一部補いましたが、前年度と比べて 0.3%減少しました。手数料収入は、オフバランス貯蓄商品が好調であったものの、融資に関わる手数料の低下で、前年度と比べて 1.3%減少しました。

営業費用<sup>1</sup> は、業務効率改善策が奏功したことから、前年度比 0.7%減少し 17 億 6900 万ユーロとなりました。

営業総利益<sup>1</sup> は、14 億 5000 万ユーロで当年度も高水準を維持し、前年度と比べて -0.5%と若干の減少でした。営業収益対コスト比率<sup>1</sup> は、前年度から横ばいで推移し 55.0%となりました。

リスク費用<sup>1</sup> は、イタリアの長引く不況が影響し、前年度から 1 億 9300 万ユーロ増加し、融資残高の 179bp 相当となりました。ただし、2014 年度下半期には、リスク費用は安定化しました。

以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BNL bc の税引前利益は 2300 万ユーロとなり、前年度比 90.2%の減益でした。

2014 年度第 4 四半期において、営業収益<sup>1</sup> は前年同期比 2.3%減少しました。純利息収入は、法人客セグメントで選別的な見直しをした影響で残高が減少し、前年同期比 4.5%の減収となりました。手数料収入は、オフバランス貯蓄商品の好調が、融資に関わる手数料の低下を打ち消すかたちで、当四半期に前年同期比 2.1%増加しました。営業費用<sup>1</sup> は、コスト削減策が奏功し、前年同期比 0.2%減少しました。リスク費用<sup>1</sup> は、当四半期に融資残高の 167bp 相当となり、前年同期から横ばいでした。以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BNL bc の税引前利益は当四半期に 300 万ユーロとなり、前年同期と比べて 84.2%の減益でした。

## ベルギー国内リテールバンキング (BRB)

2014 年度通期において、ベルギー国内リテールバンキング (BRB) は、活発な販売およびマーケティング活動を展開しました。預金残高は、とりわけ当座預金および普通預金の高い伸びが牽引し、前年度比 5.1%増加しました。融資残高は、特に個人向け貸出が伸びたことに加え、中小企業 (SME) 向け融資が底堅く推移したことから、当年度に 2.1%増加しました。さらに、BRB は引き続きデジタルバンキング業務の開発を押し進めた結果、iPhone/iPad および Android 対応アプリである Easy Banking のダウンロード数が、2012 年央の導入以来、100 万件を超えるという快挙を遂げました。

<sup>1</sup> イタリア国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

当年度の営業収益<sup>1</sup>は 33 億 8500 万ユーロに上り、前年度比 4.6%の増収となりました。純利息収入は、融資残高の増加に加えマージンが底堅く推移したことから、前年度比 5.1%増加しました。手数料収入は、とりわけ金融およびクレジット商品に関わる手数料の伸びに押されて、前年度比 3.3%増加しました。

当年度の営業費用<sup>1</sup>は、前年度比 1.2%増加しました。システミックリスク税の引き上げが大きく影響し、前年度と比べて 6600 万ユーロ増加しました。一方、Bank for the Future 計画に沿うかたちで業務効率が大幅に改善したことから、費用の増加を一部打消しました。営業収益対コスト比率<sup>1</sup>は、当年度に 2.4 ポイント改善し 71.9%となりました。

営業総利益<sup>1</sup>は、当年度に 9 億 5100 万ユーロに上り、前年度比+14.4%の大幅増となりました。

リスク費用<sup>1</sup>は、前年度と比べて 1100 万ユーロ減少するとともに極めて低水準に留まり、融資残高の 15bp 相当となりました。

以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BRB の税引前利益は当年度に 7 億 3800 万ユーロに上り、前年同期比 15.7%の増益を果たしました。

2014 年度第 4 四半期において、営業収益<sup>1</sup>は前年同期比 8.7%の増収となりました。これは、融資残高の増加およびマージンの底堅い推移を受けて純利息収入が大幅増となったことに加え、金融およびクレジット商品の好調で手数料収入が増加したことによるものです。営業費用<sup>1</sup>の増加幅は 1.7%に留まり、システミックリスク税引き上げの影響が大きかったにも関わらず、コスト抑制努力が奏功していることが証明されました。営業総利益<sup>1</sup>は、当四半期に前年同期と比べて 6000 万ユーロ増加しました。リスク費用<sup>1</sup>は前年同期と比べて 2000 万ユーロ減少しました。以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BRB の税引前利益は当四半期に 1 億 9400 万ユーロに上り、前年同期と比べて 45.9%の大幅増益を果たしました。

## その他国内市場部門（アルバル、リーシング・ソリューションズ、個人投資家部門、ルクセンブルク国内リテールバンキング）

2014 年度通期において、その他国内市場部門の専門的金融業務は、積極的な活動を展開しました。アルバルでは、ファイナンス・フリートの車両数が前年度比 3.0%増加し、70 万台を超えました。リーシング・ソリューションズでは、ノンコア資産の継続的な削減にも関わらず、リース残高は前年度比 1.2%<sup>2</sup>増加しました。さらに、個人投資家部門では、ドイツでの新規顧客の順調な増加が貢献し、預金残高が前年度比 +18.6%と高い伸びを示したことに加え、運用パフォーマンス効果および営業活動が奏功し、運用資産残高は当年度に 9.6%増加しました。個人投資家部門はまた、2014 年 12 月 17 日付けでドイツの DAB バンクの買収を実行しました。これにより、個人投資家部門は、ドイツで最大のオンラインブローカーになるとともに、5 番目に大きなデジタルバンクとなります。その顧客数は 150 万に上り、また、預り資産残高は 630 億ユーロとなります（うち、170 億ユーロが預金残高）。

ルクセンブルク国内リテールバンキングでは、住宅ローンの高い伸びに支えられて、融資残高が前年度比 1.4%増加しました。預金残高は、キャッシュマネジメント業務の発展に伴い法人客セグメントで高い資金流入があったことから、当年度に 3.6%増加しました。

営業収益<sup>3</sup>は、以下の増収要因から前年度比 6.8%増加して 23 億 900 万ユーロに上りました。すなわち、アルバルでは、事業の発展および中古車価格の上昇に支えられて、営業収益が急増しました。リーシング・ソリューションズでは、リース残高の増加に加え、取引の収益性を重視する選別的な方針が貢献しました。個人投資家部門では、事業開発を押し進めた結果、増収につながりました。

<sup>1</sup> ベルギー国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

<sup>2</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

<sup>3</sup> ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

当年度の営業費用<sup>1</sup>は、事業開発の推進を受けて前年度比 2.9%増加し 12 億 8500 万ユーロとなりましたが、かかる事業開発により全体として正のジョーズ効果 (3.9 ポイント) を生み出すことができました。営業収益対コスト比率は、当年度に 2.1 ポイント改善し 55.7%となりました。

リスク費用<sup>1</sup>は、前年度と比べて 1500 万ユーロ減少しました。

全体では、これら 4 つの業務部門による国内市場部門の税引前利益への貢献は、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、当年度に 8 億 5800 万ユーロとなり、前年度と比べて 9.3%増加しました。

2014 年度第 4 四半期において、営業収益<sup>1</sup>は前年同期比 10.2%増加し 6 億 400 万ユーロに上りました。これには、アルバルの営業収益が急増し、リーシング・ソリューションズでも高い伸びを示したほか、個人投資家部門では引き続き増収を確保したことが貢献しました。営業費用<sup>1</sup>は、事業開発を押し進めた結果、当四半期に 4.3%増加し 3 億 4100 万ユーロとなりました。リスク費用<sup>1</sup>は、前年同期と比べて 1400 万ユーロ減少しました。全体では、これら 4 つの業務部門による国内市場部門の税引前利益への貢献は、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、当四半期に 2 億 1000 万ユーロに上り、前年同期と比べて+36.4%の大幅増となりました。

\*  
\* \*

## 欧州・地中海沿岸諸国

2014 年度通期において、欧州・地中海沿岸諸国部門は、引き続き活発な販売およびマーケティング活動を展開しました。預金残高の伸びは特にトルコで顕著でしたが、全ての国で伸びを示し、前年度比 11.3%<sup>2</sup>増加しました。融資残高は、トルコでの取引増が牽引し、当年度に 12.1%<sup>2</sup>増加しました。欧州・地中海沿岸諸国部門は、当年度中にポーランドで BGZ (食糧経済銀行) の買収を実行しました。この取引により、BNP パリバ・ポルスカおよびグループの専門的金融業務との連携で、ポーランドにおいてリファレンス・バンクとして 4%を超す市場シェアを獲得することが可能になります。

営業収益<sup>3</sup>は当年度に 21 億 400 万ユーロに上り、前年度比 10.2%<sup>2</sup>の増収となりました。なお、2013 年度第 3 四半期の序盤以来、トルコでは当座貸越利息に関して、またアルジェリアでは外国為替手数料に関して、新たな規制が導入されましたが、これらによる影響 (2014 年度の逸失営業収益は 1 億 5900 万ユーロ) を除くと、前年度比 14.6%<sup>2</sup>の増収でした。とりわけ取引の増加が後押しし、全ての国・地域で営業収益が伸びました。

営業費用<sup>3</sup>は、当年度に 6.6%<sup>2</sup>増加し 14 億 6700 万ユーロとなりました。これには特にトルコおよびモロッコで実施された支店網の拡充が影響していました。営業収益対コスト比率<sup>3</sup>は当年度に 69.7%となり、2013 年度と比べて 2.4 ポイント<sup>2</sup>改善しました。

リスク費用<sup>3</sup>は、当年度に 3 億 5700 万ユーロとなり、融資残高の 119bp 相当でした。当年度のリスク費用は 2013 年度と比べて 8500 万ユーロ増加しましたが、これは東欧の非常事態に起因するものです。

以上から、トルコのプライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、欧州・地中海沿岸諸国部門の税引前利益は当年度に 3 億 8500 万ユーロに上り、前年度比 2.5%<sup>2</sup>の増益となりました。

<sup>1</sup> ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

<sup>2</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

<sup>3</sup> トルコのプライベート・バンキングの 100%を含む。

2014年度第4四半期において、営業収益<sup>1</sup>は前年同期比18.7%<sup>2</sup>の増収となりました。とりわけ取引の増加が後押しし、全ての国・地域で増収を果たしました。営業費用<sup>1</sup>は、トルコおよびモロッコでの支店網の拡充が主に影響し、前年同期比7.0%<sup>2</sup>増加しました。リスク費用が前年同期と比べて7200万ユーロ増加したことから、当四半期は融資残高の149bp相当となりました。以上から、当四半期の税引前利益は8200万ユーロとなり、前年同期比3.7%<sup>2</sup>の減益となりました。

## バンクウエスト

2014年度通期において、バンクウエストはダイナミックな経済環境を背景に、力強い事業活動を展開しました。その結果、預金残高は2013年度と比べて6.7%<sup>2</sup>増加し、特に当座預金および普通預金が高い伸びを示しました。融資残高は、法人向けおよび消費者ローンの需要が継続して伸び、当年度に6.3%<sup>2</sup>増加しました。バンクウエストは引き続きプライベート・バンキング業務の開発を押し進めた結果、運用資産残高は2014年12月末現在で86億米ドルに上り、2013年12月末と比べて+23%の増加を果たしました。また、モバイルバンキング・サービスの月間利用者数は279,000人に上り（2013年12月末から+25%増加）、その成功が確認されました。

営業収益<sup>3</sup>は、当年度に22億2900万ユーロに上り、前年度比1.0%<sup>2</sup>増加しました。なお、当年度に貸付債券売却益が減少したことによる影響を除くと、当年度の営業収益は前年度比3.6%<sup>2</sup>の増加でした。これには取引の増加が牽引役となっており、不利な金利環境による影響を打消しました。

当年度の営業費用<sup>3</sup>は14億4300万ユーロとなり、前年度比4.0%<sup>2</sup>増加しました。その主要因として、規制コストの上昇（包括的資本分析およびレビュー（Comprehensive Capital Analysis）、および中間持株会社（Intermediate Holding Company）の設立）に加え、営業体制の強化（プライベート・バンキングおよび消費者ローン業務）があります。その一方で、支店網の合理化による経費節減効果が、営業費用の上昇圧力を一部軽減しました。これらを受けて、営業収益対コスト比率<sup>3</sup>は1.8ポイント<sup>2</sup>上昇し、64.7%となりました。

当年度のリスク費用<sup>3</sup>は、-400万ユーロで2013年度の水準からほぼ横ばいとなり、融資残高の12bp相当と極めて低水準に留まりました。

以上から、米国プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、バンクウエストの税引前利益は当年度に7億3200万ユーロとなり、前年度比4.5%<sup>2</sup>の減益でした。

2014年度第4四半期において、営業収益<sup>3</sup>は、融資残高および預金残高の増加を受けて、前年同期比5.3%<sup>2</sup>の増収となりました。営業費用<sup>3</sup>は前年同期比5.2%<sup>2</sup>増加しました。これには規制コストの上昇および営業体制の強化に関わる費用が影響していましたが、その一方で支店網の合理化による経費節減が負担を一部軽減していました。リスク費用は、当四半期に融資残高の14bp相当となり、極めて低い水準に留まり、また前年同期と比べて100万ユーロの増加に過ぎませんでした。以上から、税引前利益は当四半期に1億9700万ユーロとなり、前年同期と比べて4.6%<sup>2</sup>の増益でした。

## パーソナル・ファイナンス

2014年度通期において、パーソナル・ファイナンスは引き続き高い成長を遂げました。

ギャラリー・ラファイエットが、業務提携に基づき保有していたLaSer株に対するプットオプションを行使した際、パーソナル・ファイナンスは、2014年7月25日にこれを買受け、LaSerに対する保有比率をそれまでの50%から100%に引き上げました（なお、LaSerは4,700人の従業員を擁し、融資残高は93億ユ

<sup>1</sup>トルコのプライベート・バンキングの100%を含む。

<sup>2</sup>連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

<sup>3</sup>米国プライベート・バンキングの100%を含む。

一に上ります)。これによりパーソナル・ファイナンスは、欧州における特化型事業者として No. 1 の地位を強化しました。当事業部門はまた、南アフリカ共和国における POS クレジット専門の消費者金融大手である RCS グループの買収に続き、JD グループの消費者金融業務の買収を実行しました。

これらを受けて、融資残高は 2013 年度と比べて 10.4%増加しました。なお、連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、融資残高は前年度比 2.8%の増加となり、ドイツ、ベルギーおよび中欧地域がこれを牽引しました。

当ビジネスユニットはまた、引き続きパートナーシップの構築に努め、小売業では中国の蘇寧 (Suning) およびブラジルのアメリカナス (Americanas) と、また自動車ローンではトルコで PSA と、そしてベルギーではトヨタとの提携関係を開発した結果、融資残高は前年度比 4.5%<sup>1</sup>増加しました。

営業収益は 2013 年度と比べて 10.4%の増収となり 40 億 7700 万ユーロに上りました。なお、連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、当年度の営業収益は 2.4%<sup>2</sup>の増収でした。

営業費用は前年度比 12.2%増加し 19 億 5300 万ユーロとなりました。連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、営業費用は前年度から 1.2%増加しました。これらを受けて、営業収益対コスト比率は当年度に 0.6 ポイント<sup>1</sup>改善し 46.4%<sup>2</sup>となりました。

リスク費用は前年度から 400 万ユーロ減少し、融資残高の 219bp 相当となりました。LaSer の完全子会社化に伴う連結範囲変更の影響 (+6700 万ユーロ) を除くと、リスク費用は前年度から 7100 万ユーロ減少しました。

以上から、パーソナル・ファイナンスの税引前利益は当年度に 2013 年度と比べて 24.3%の大幅増益となり、11 億 3000 万ユーロに上りました。

2014 年度第 4 四半期において、営業収益は、とりわけ LaSer の完全子会社化に伴う連結範囲変更の影響から、前年同期比 25.9%の増収となりました。なお、連結範囲変更および為替レート変動による影響を除き、かつドイツにおける取扱手数料に関わる一過性の影響を除くと、当四半期の営業収益は 4.6%の増加となりました。これにはドイツ、ベルギーおよび中欧での積極的な業務展開が貢献していました。営業費用は前年同期比 29.6%増加しましたが、連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、0.4%の増加に留まりました。リスク費用は前年同期と比べて 2400 万ユーロ増加しました。なお、LaSer の完全子会社化に伴う連結範囲変更の影響を除くと、当四半期のリスク費用は前年同期と比べて 600 万ユーロ減少しました。以上から、当四半期の税引前利益は 3 億 600 万ユーロに上り、前年同期と比べて 56.9%の大幅増益となりました。

## リテールバンキング事業 2015 年度アクションプラン

### 国内市場部門

2015 年度において、国内市場部門は、以下の 3 つの主要分野に集中し、リテールバンキングでマルチドメスティック戦略の実施を継続していきます。(i) プライベート・バンキング業務および専門的金融業務とのクロスセリング、(ii) One Bank for Corporates サービスで成功を収め、また欧州のキャッシュマネジメントでトップを占める事実を生かし、CIB の法人顧客に対して、国際レベルで部門を超えてサポートサービスを提供、(iii) 今後も様々な IT アプリケーションを集積・確保することにより、IT を駆使したサービスを提供。

事業部門は今後も Bank of the Future 計画の投資を続行し、とりわけデジタルイノベーション (ネットバンキング、新たな決済ソリューション、販売プラットフォームなど) を引き続き追及するとともに、支店網に関しては、個性と補完機能を持たせた店舗フォーマットによって、今後も変革を押し進めていきます。

<sup>1</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

<sup>2</sup> ドイツでの取扱手数料に関わる一過性の支払い (4950 万ユーロ) を除く。

国内市場部門は、以下の方法で低金利環境への適応を継続します。すなわち、オフバランス貯蓄商品を開発し、サービスの提供や高付加価値の金融ソリューション（リーシング・ソリューションズ、アルバルなど）を拡充し、また、借入需要の穏やかな回復をサポートしていきます。

さらに、国内市場部門は、**Simple & Efficient** 計画の実施とともに、その厳格なコスト管理を生かして、今後も業務効率の更なる向上に努めます。

## 海外リテールバンキング

バンクウエストは、米国の良好な経済環境にあつて、引き続き商品ラインアップの拡充を行います。バンクウエストは、グループに蓄積されたノウハウを活用し、プライベート・バンキング業務および消費者金融業務の営業体制の展開を加速させます。リテールネットワークにおいては、バンクウエストは今後もデジタルバンキング・サービスを拡充するとともに、支店網をネット時代に適応させます。さらに、法人顧客に関しては、引き続き **CIB** との連携を深めながらキャッシュマネジメント業務の開発に努めます。

欧州・地中海沿岸諸国部門においては、重点的な事業開発を継続していきます。個人顧客に関しては、今後もデジタルバンキングの商品ラインアップを展開し、また、法人客についてはキャッシュマネジメント・サービスの強化を継続していきます。ポーランドでは **BGZ** の統合を優先事項とし、トルコでは **TEB** が、特にグループのあらゆるビジネスユニットとのクロスセリングを活用することで、今後も事業開発を押し進めます。さらに中国では、グループは南京銀行との提携を一段と強化していきます。

## パーソナル・ファイナンス

パーソナル・ファイナンスは **2015** 年度において引き続き、当部門の **2014-2016** 年度事業計画に掲げられた重要な戦略的優先事項を追及します。当部門は今後も、欧州で目標と定めた国（特にドイツ、中欧諸国、およびイタリア）において事業および業務提携関係の構築を図るとともに、欧州以外でも高い成長ポテンシャルが期待される国々（ブラジル、南アフリカ共和国、中国など）においても同様の活動を展開していきます。また、当部門は、自動車メーカーとの提携関係を拡大することで新たな国に進出し、全ての地域においてデジタルバンキングの商品ラインアップを拡充し、さらには、より広範な貯蓄商品や保険商品を紹介するために顧客リレーションを発展させる戦略を今後も押し進めていきます。

新たに買収した会社の統合は、**2015** 年度の優先事項のひとつに位置づけられます。その意味で、**LaSer** との業務提携を実施するとともに、南アフリカ共和国においては、**RCS** と **JD** グループの消費者金融業務の統合を押し進めます。

さらに、パーソナル・ファイナンス部門は引き続き業務効率の改善を目指します。とりわけ、**BPCE** グループと共有する、消費者ローン管理 IT システムの強化を通して効率向上に努めます。

\*  
\* \*



## インベストメント・ソリューションズ事業

2014年度通期において、インベストメント・ソリューションズは、事業の力強い成長を享受しました。運用資産残高<sup>1</sup>は、2014年12月末現在で9170億ユーロに上り、2013年12月末と比べて7.4%増加しました。これには以下の2つの要因が特に貢献しました。すなわち、株式相場の上昇傾向と低金利環境のおかげで、運用パフォーマンス効果が+484億ユーロ生み出されたことに加え、ユーロ下落の影響で為替効果が+99億ユーロ生じました。当年度の純資金流入は全体で+67億ユーロに上りました。部門別では、富裕層向け資産運用部門において、とりわけアジア、フランスおよびイタリアで高い資金流入がありました。保険部門では、特にイタリアおよびアジアで旺盛な資金流入がありました。一方、資産運用部門では純資金流出となりましたが、それでも2013年度と比べて流出は大幅に縮小しました。

2014年12月末現在、インベストメント・ソリューションズ事業の運用資産残高<sup>1</sup>の内訳は以下のとおりでした：資産運用部門は3910億ユーロ；富裕層向け資産運用部門は3050億ユーロ；保険部門は2020億ユーロ；不動産管理部門は190億ユーロ。

証券管理部門は、欧州で第1位、グローバルで第5位を占めますが、当年度においても積極的に事業開発を押し進めました。その成果は、当年度にカストディ資産残高が前年度比22.0%増加したことに加え、複数の大型マndートを獲得したことに現れています。

保険部門も貯蓄商品や保障保険で高い伸びを享受し、総計上収入保険料が前年度比8.5%増加し275億ユーロに上りました。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業収益は、当年度に65億4300万ユーロに上り、前年度と比べて3.7%<sup>2</sup>の増収となりました。これを部門別にみると以下ようになります。保険部門の営業収益は、保障保険がアジアや中南米を始めとする海外で高い伸びを示し、また貯蓄商品がイタリアで好調であったことから、前年度比4.1%<sup>2</sup>増加しました。富裕層向けおよび資産運用部門の営業収益は、富裕層向け業務で特に国内市場およびアジアが伸びを示し、また不動産管理業務も好調であったことから、前年度比0.9%<sup>2</sup>増加しました。さらに、証券管理部門では、取引件数およびカストディ資産残高がいずれも急増したことを受けて、前年度比8.8%<sup>2</sup>増加しました。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業費用は、当年度に45億3600万ユーロとなり、前年度と比べて2.9%<sup>2</sup>増加しました。これを部門別にみると以下ようになります。保険部門では、事業の継続的な成長に伴い営業費用は1.7%<sup>2</sup>増加しました。富裕層向けおよび資産運用部門では、事業開発投資が影響し、とりわけ富裕層向け業務でアジアの投資負担が重く、また不動産管理業務でも投資が高んだため、当年度に2.4%<sup>2</sup>増加しました。証券管理部門では、事業の成長に伴い営業費用は5.0%<sup>2</sup>増加しました。これらを受けて、営業収益対コスト比率は、前年度から0.5ポイント<sup>2</sup>改善し69.3%となりました。

関連会社からの利益貢献は、前年度と比べて22.8%<sup>2</sup>増加しましたが、特に保険部門で高い伸びを示しました。以上より、国内市場部門、トルコおよび米国から、プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1を配分された後、インベストメント・ソリューションズ事業の税引前利益は当年度に前年度と比べて7.3%<sup>2</sup>の増益となり、22億700万ユーロに上りました。

2014年度第4四半期において、インベストメント・ソリューションズ事業の営業収益は前年同期比1.5%<sup>2</sup>増加しました。部門別では、証券管理部門の営業収益が9.9%<sup>2</sup>増加し、また保険部門の営業収益が0.6%<sup>2</sup>増加しました。一方、富裕層向けおよび資産運用部門の営業収益は、資産運用部門で当四半期に一過性の引当金が設定されたことが原因で、前年同期比1.9%<sup>2</sup>減少しました。インベストメント・ソリューションズ事業の営業費用は、当四半期に前年同期比1.7%<sup>1</sup>増加しました。部門別では、証券管理部門において、事業の成長に伴い営業費用は9.3%<sup>2</sup>増加しました。保険部門では、前年同期が高水準であったことと確かなコスト管理の恩恵を受けて、前年同期比5.2%<sup>2</sup>減少しました。富裕層向けおよび資産運用部門では、富裕層向け業務でアジアの事業開発投資の負担が重く、また不動産管理業務でも投資が高んだことから、前年同期比

<sup>1</sup> 外部顧客のためのアドバイザー契約資産および分配金を含む。

<sup>2</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

1.2%<sup>1</sup> 増加しました。関連会社からの利益貢献が当四半期に増加し 3100 万ユーロに上るとともに、その他の営業外収入も 2600 万ユーロへと増加しました。以上より、国内市場部門、トルコおよび米国から、プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を配分された後、インベストメント・ソリューションズ事業の税引前利益は当四半期に 5 億 2100 万ユーロに上り、前年同期比 8.1%<sup>1</sup> の増益となりました。

## **保険部門、および富裕層向けおよび資産運用部門 2015 年度アクションプラン**

**富裕層向けおよび資産運用部門**： 富裕層向け資産運用部門においては、ユーロ圏で第 1 位、グローバルで第 5 位の地位をさらに確固たるものにするを目標とします。これに向けて当部門は、アジアを始めとする海外地域で事業開発を継続するとともに、商品ラインアップのデジタル化および拡充を今後も行います。資産運用部門は、販売網を通じた資金流入の増加を目指しますが、とりわけパーベストの商品ラインアップの強化を通して資金の集積を図ります。資産運用部門はまた、金融機関顧客向けの商品の開発を行うとともに、今後も重要なアジアパシフィックおよびエマージング諸国（中国、ブラジル、韓国、インドネシアなど）における地位の強化に努めます。さらに、不動産管理部門では、不動産管理サービス業界におけるリーダー的地位を今後もさらに強化していきませんが、特にフランス、英国およびドイツでの活動に注力します。

**保険部門**： 2015 年度は、業務提携関係の構築に注力しながら、アジアおよび中南米における事業の拡大を追及します。当部門は、保険商品を始めとする商品ラインアップの多様化を図るとともに、提携先のニーズに対応させたデジタル商品を今後も提供していきます。

\*  
\* \*

## **ユーロレートバンキング・投資銀行 (CIB) 事業**

**2014 年度通期**において、営業収益は前年度比 2.1%<sup>2</sup> の増収となり、88 億 8800 万ユーロ<sup>3</sup>に上りました。

**アドバイザーおよびキャピタル・マーケット業務**の営業収益は、当年度に 55 億 9600 万ユーロ<sup>3</sup>となり、前年度比 2.9%<sup>2</sup> 増加しました。これは、事業の順調な成長と当業務のフランチャイズが強化されたことを反映するものであり、不安定な市場環境にも関わらず顧客業務の伸びが収益の後押しをしました。バリュー・アット・リスク (VaR) は、当年度も極めて低い水準に留まりました (3200 万ユーロ)。

**フィクスト・インカム業務**の営業収益は、当年度に 37 億 1400 万ユーロ<sup>3</sup>となり、前年度比 2.3%<sup>2</sup> 増加しました。為替業務および金利市場業務の伸びが好調でしたが、クレジット業務は低迷しました。債券発行業務は順調に推移し、当業務部門はユーロ建て全債券発行で第 1 位を維持し、また全国際債券発行で第 9 位につけました。

**株式およびアドバイザー業務**の営業収益は、当年度に 18 億 8200 万ユーロとなり、前年度比 4.2%<sup>1</sup> 増加しました。株式デリバティブ業務が仕組商品とフロー業務の両方で伸びを示し、また企業の合併・買収 (M&A) 業務および株式発行業務が回復したことが貢献しました。なお、当業務部門は、欧州におけるエクイティリンク商品の取引件数ベースで第 1 位を獲得しました。

<sup>1</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

<sup>2</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除き、また、2014 年度第 2 四半期に導入された調達評価調整 (Funding Valuation Adjustment : FVA) による一過性の影響 (-1 億 6600 万ユーロ) を除く。

<sup>3</sup> FVA 導入による影響を除く。

コーポレートバンキング業務の営業収益は、当年度に 32 億 9200 万ユーロとなり、前年度比 0.8%<sup>1</sup> 増加しました。これにはアジアパシフィックでの力強い成長と、北南米での伸びが貢献しました。欧州では、エネルギーおよびコモディティ分野で減収となりましたが、その他では増収を達成しました。融資残高は、アジアおよび北南米で伸びたことから、当年度に 1100 億ユーロとなり、前年度と比べて 0.5%<sup>1</sup> 増加しました。預金残高は当年度に 780 億ユーロに上り、前年度と比べて 21.6%<sup>1</sup> の急増を遂げました。これにはとりわけ国際的なキャッシュマネジメント業務の発展が功を奏し、新たに複数の大型マンドートを獲得したことが貢献しました。当業務部門はまた、EMEA（欧州・中東・アフリカ）地域におけるシンジケートローンで、No. 1 ブックランナー<sup>2</sup> の地位を確認しました。

CIB の営業費用は当年度に 61 億 3700 万ユーロとなり、前年度比 2.2%<sup>1</sup> 増加しました。その要因として、規制コストの上昇（2013 年度と比べて約 1 億ユーロ増加）、事業開発投資の継続（2013 年度と比べて約 1 億ユーロの増加）、および、Simple & Efficient の効果（約 2 億ユーロの経費節減）にも関わらず、アドバイザリーおよびキャピタル・マーケット業務の成長に伴う費用の増加がありました。

CIB のリスク費用は、当年度に 8100 万ユーロの低い水準となり、前年度の 5 億 1500 万ユーロから激減しました。

以上から、CIB の税引前利益は当年度に 25 億 2500 万ユーロとなり、前年度と比べて 13.7%<sup>1</sup> の増益を果しました。これには、欧州で市場環境が低迷したにも関わらず、CIB 全体として好業績を収めたことが反映されています。

2014 年度第 4 四半期において、CIB の営業収益は、前年同期比 3.9%<sup>1</sup> 減少し 20 億 5000 万ユーロとなりました。部門別では、アドバイザリーおよびキャピタル・マーケット業務の営業収益は 6.6%<sup>1</sup> 減少しました。フィクスド・インカム業務では、為替および債券発行業務で高い伸びを示し、営業収益は前年同期比 8.7%<sup>1</sup> 増加しました。株式およびアドバイザリー業務の営業収益は、前年同期の高水準の比較ベースからは 30.6%<sup>1</sup> 減少しました。バリュー・アット・リスクは当四半期に極めて低水準で維持されました。コーポレートバンキング業務では当四半期に事業が好調に推移し、前年同期の高水準と比べても営業収益の減少幅は -0.2%<sup>1</sup> と、ほぼ横ばいに留まりました。その主要因として、エネルギーおよびコモディティ分野が減速した EMEA で若干の減少がありましたが、北南米では安定推移した他、アジアでは伸びを示しました。営業費用は、季節的な変動要因の影響が大きかったことと業務効率改善策が奏功したことから、当四半期に全体で 9.0%<sup>1</sup> 減少しました。なかでも、アドバイザリーおよびキャピタル・マーケット業務で営業費用が 12.0%<sup>1</sup> 減少し、コーポレートバンキング業務では 2.2%<sup>1</sup> 減少しました。リスク費用は、当四半期に 3200 万ユーロと極めて低水準に留まり、前年同期の 1 億 6700 万ユーロから激減しました。以上から、CIB の税引前利益は当四半期に 5 億 6600 万ユーロとなり、前年同期比 56.3%<sup>1</sup> の増益で急回復しました。

## コーポレートバンキング・投資銀行事業 2015 年度アクションプラン

2015 年度において、コーポレートバンキング・投資銀行事業は、2014 年 11 月に発表された新たな組織体制への移行を実施します。新体制においては全てのマーケット業務を統括する「グローバルマーケット」部門が新たに設置され、証券管理業務は CIB に編入されます。また、地域アプローチを簡素化させ、3 つの主要地域（EMEA、アジアパシフィック、北南米）に集中していきます。

CIB は、今後、「ホールセールバンキング事業」（Corporate and Institutional Banking : CIB）と改め、事業法人や金融機関顧客の期待により良く応えることを目指します。事業法人に関して CIB は、債券プラットフォームを強化するとともに、特に欧州で営業体制を簡素化することによって、組織を顧客のニーズに適応させます。金融機関に関しては、各マーケット業務部門と証券管理部門の緊密な協力およびカバレッジの強化を通して、グループのプレゼンスとデジタル商品ラインアップを拡大していきます。

<sup>1</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

<sup>2</sup> 欧州・中東・アフリカ。出所：ディーロジック

CIB は、経費の構造的削減を通して、またプラットフォームの大規模化および共有を通して、さらにデジタル商品ラインアップの開発を通して、今後も業務効率の改善に努めます。

\*  
\* \*

## コーポレート・センター

2014 年度通期において、コーポレート・センターの営業収益は+3 億 7500 万ユーロとなりましたが、これに対し前年度の営業収益は +3 億 2200 万ユーロでした。当年度の営業収益には以下の要因が含まれています：自己負債の再評価に関わる修正額（OCA）およびデリバティブに関わる債務価値調整額（DVA）が合計で -4 億 5900 万ユーロのマイナス要因（前年度は -7100 万ユーロのマイナス要因）；投資有価証券として保有していた株式の譲渡益が +3 億 100 万ユーロのプラス要因；BNP パリバ・プリンシパル・インベストメンツおよび投資ポートフォリオからの高い貢献；住宅ローン業務の適応計画に基づき、当年度も営業収益が減少したことによるマイナス要因；中央銀行預け金に関わる負担の減少。なお、コーポレート・センターの 2013 年度営業収益には、ロイヤル・パーク・インベストメンツの資産売却に関わる譲渡益 +2 億 1800 万ユーロが含まれていました。

営業費用は当年度に 12 億 7500 万ユーロとなり、これに対し前年度は 12 億 8000 万ユーロでした。当年度の営業費用の主な項目として、Simple & Efficient 計画に関わる変革費用 7 億 1700 万ユーロが含まれていました（同項目は前年度に 6 億 6100 万ユーロでした）。

リスク費用は、特定の資産による影響で、当年度に 4900 万ユーロとなりました（前年度のリスク費用は 1700 万ユーロ）。

特定の米ドル資金決済に関わる協議の結果、米司法当局との包括的和解を受けて、グループは 2014 年度に、一過性の費用 60 億ユーロ（罰金額として 57 億 5000 万ユーロ、および是正計画に関わる将来の費用に備えて 2 億 5000 万ユーロ<sup>1</sup>）を計上しました。なお、グループは 2013 年度に、当該協議に備えて既に 7 億 9800 万ユーロ（11 億米ドル）の引当金を設定していました<sup>2</sup>。

営業外損益は、当年度に -1 億 9600 万ユーロとなり、これに対し 2013 年度は -1 億ユーロでした。当年度の営業外損益には、BNL bc のみに関わるのれんの減損損失 -2 億 9700 万ユーロが含まれていました（なお、2013 年度の減損損失は -2 億 5200 万ユーロで、うち、BNL bc に関わるものは -1 億 8600 万ユーロでした）。

以上から、コーポレート・センターの税引前損失は当年度に -71 億 4500 万ユーロとなり、これに対し前年度は -18 億 7300 万ユーロでした。

2014 年度第 4 四半期において、コーポレート・センターの営業収益は+2 億 5400 万ユーロとなりました（対して、前年同期は+9300 万ユーロ）。当四半期の営業収益には、とりわけ BNP パリバ・プリンシパル・インベストメンツが大きく貢献しました。自己負債の再評価に関わる修正額（OCA）およびデリバティブに関わる債務価値調整額（DVA）は、当四半期に -1100 万ユーロとなりました（前年同期は -1300 万ユーロ）。

営業費用は当四半期に 3 億 9400 万ユーロとなりました（前年同期は 4 億 4600 万ユーロ）。当四半期の営業費用に特に影響した要因として、Simple & Efficient 計画に関わる費用が 2 億 2900 万ユーロ（前年同期は 2 億 8700 万ユーロ）に上ったことに加え、LaSer、BGZ および DAB バンクの買収に起因する事業再編費用が 2500 万ユーロ発生したことが挙げられます（前年同期には不存在）。

<sup>1</sup> 2014 年度連結財務諸表の脚注 3.g を参照。

<sup>2</sup> 2013 年度連結財務諸表の脚注 3.g を参照。

リスク費用は、特定の資産による影響で、当四半期に-3800万ユーロとなりました（前年同期は+500万ユーロの引当金戻入益を計上）。

グループは当四半期に、米司法当局との包括的和解を受けて発表された是正計画に関わる将来の費用に備えて、追加で5000万ユーロの引当金を設定しました。なお、2013年度第4四半期には、米国による経済制裁の対象となる主体との間で行われた、特定の米ドル資金決済を検討した結果、グループは7億9800万ユーロ（11億米ドル）の引当金を設定していました。

営業外損益は当四半期に-2億9100万ユーロとなり、これに対し前年同期は-6700万ユーロの損失でした。当四半期の営業外損益には、BNL bc のみに関わるのれんの減損損失-2億9700万ユーロが含まれていました（なお、前年同期の減損損失は-2億5200万ユーロで、うち、BNL bcに関わるものは-1億8600万ユーロでした）。

以上から、コーポレート・センターの税引前損失は、当四半期に-5億1900万ユーロとなり、これに対し前年同期は-12億1300万ユーロでした。

\*  
\* \*

## 財務構造

グループは盤石なバランスシートを有しており、保有資産の健全性は、欧州中央銀行（ECB）によって実施された資産査定（AQR）の結果によって確認されました。

バーゼル3基準全面適用のエクイティ Tier 1 比率<sup>1</sup>は、2014年12月末現在で10.3%を確保しており、また2013年12月末の水準から安定推移しました。同比率にはAQRの結果が織り込まれているとともに、2015年以降に実施される Prudent Valuation（慎重性に基づく評価）規則の影響を前倒して織り込んでいます。

バーゼル3基準全面適用のレバレッジ比率<sup>2</sup>は Tier 1 資本<sup>3</sup>全部に基づき算定されますが、同比率は2014年12月末現在で3.6%に達していました。

流動性カバレッジレシオは、2014年12月末現在で114%となりました。

グループの即時利用可能な余剰資金は、2014年12月末現在で2910億ユーロに上りました（対して、2013年12月末現在は2470億ユーロ）。これは短期資金調達との関係で、1年以上の余裕資金があることを意味します。

\*  
\* \*

<sup>1</sup> 経過措置なしで全ての資本要求指令4（CRD4）規則を考慮し算定した比率。また、欧州議会・理事会規則 Regulation (EU) No 575/2013 第26条第2項に従う。

<sup>2</sup> 2014年10月10日付けの欧州委員会（EC）委任法令に基づき、経過措置なしで全ての資本要求指令4（CRD4）規則を考慮した比率。

<sup>3</sup> 今後 Tier 1 資本として算入不能になる項目を、算入可能な項目に置き換えて算定。

## **2014-2016 年度事業開発計画**

### **2014-2016 年度事業開発計画のプロジェクトの効果を 2014 年度に確認**

未来のリテールバンクとしての体制作りのためのプロジェクトが、2014 年度に実行に移されました。その主なものとして以下が挙げられます。Hello bank! の導入で成功を収め、顧客数は既に欧州で 80 万口に上っています。海外市場でデジタルバンキングを開始しました（トルコで CEPTETEB を、またポーランドで BGZ Optima を導入）。顧客の新たな行動や期待により良く応えるために、販売プラットフォームを適応させました。さらに、フランスの PayLib やベルギーの Sixdots など、新たなマルチバンキングのオンライン決済ソリューションを提供し始めました。

地域ごとの事業開発計画は良好な成果を上げ、全てのターゲット地域で営業収益が前年度から大幅に伸びました（アジアパシフィックで前年度比 7%<sup>1</sup> 増加、北米の CIB で 9%<sup>1</sup> 増加、トルコで 15%<sup>1</sup> 増加、ドイツで 5%<sup>1</sup> 増加）。

さらに、グループの成長の原動力を担う部門が、以下のように好業績を収めました。パーソナル・ファイナンスは、欧州における専門的金融業務で No. 1 の地位を占めますが、営業収益は 2014 年度に前年度比 10% の増収となりました。保険部門は、欧州で 11 番目に大きな規模を有していますが、2014 年度においても事業開発を押し進めた結果、営業収益は前年度比 2% 増加しました。証券管理部門は、欧州で No. 1 の地位を、またグローバルでは No. 5 の地位を占めますが、2014 年度も成長を追及した結果、営業収益は前年度比 11% の増収となりました。

CIB ではキャピタル・マーケット部門が、継続的な仲介金融機関離れや商取引の電子化に象徴される新たな市場環境への適応で、以下のように 2014 年度も成果を上げました。すなわち、フィクスト・インカム業務で Cortex および Centric の電子プラットフォームを顧客のために導入し、また株式デリバティブ業務で Smart Derivatives を導入し、いずれも成功を収めています。エネルギーおよびコモディティ業務の一部は、特定の顧客および特定の国に合わせて適合させました。さらに CBI は、現在、ビジネスモデルの変革を加速化させており、2014 年 11 月には新たな組織体制が発表されました。

### **2014 年度に実施したボルトオン買収は事業開発計画の達成に貢献**

グループは 2014 年に、以下を含む複数のボルトオン買収を実行しました。ポーランドでは BGZ（食糧経済銀行）を買収しましたが、これにより成長の見通しが明るい同国において、クリティカルマスを達成することが可能になります。LaSer については、未保有の 50% の株式を取得し完全子会社化したことで、欧州における No. 1 の特化型事業者としてパーソナル・ファイナンスの地位を強化するとともに、新たな国への進出を可能にします。さらに、ドイツの DAB バンクの買収は、同国における事業開発計画に大きな貢献をするだけでなく、欧州におけるデジタルバンキングの開発においても重要な役割を果たすでしょう。

これら全ての買収が及ぼすグループへの影響は、2016 年度について以下のように予想されます。すなわち、営業収益が約 16 億ユーロ増加し、営業費用<sup>2</sup> は約 9 億ユーロ増加し、さらにリスク費用は約 3 億ユーロ増加するでしょう。

### **追加的なコンプライアンスおよび統制コストは Simple and Efficient 計画の経費節減効果の上振れによって吸収される**

グループは、営業費用について厳格なコスト管理方針を継続しています。

しかしながら、2016 年度には、原計画で予定した水準に追加で、2 億 5000 万ユーロの支出が見込まれます。その内訳は、コンプライアンスおよび統制活動に振向けられる資源を強化するために約 1 億 6000 万ユーロ、および、新たな規制対応策に関連して 9000 万ユーロとなります。

<sup>1</sup> 為替レート変動による影響を除く。

<sup>2</sup> 2016 年度に 1 億ユーロが予想される事業再編費用を除く。

これらの追加的な費用のほとんど全ては、**Simple & Efficient** 計画による費用節減効果の上方修正（+2 億 3000 万ユーロ）によって賄えると予想されます。同計画によって認識された 2,597 に上るプロジェクトは、追加的な変革費用を必要とせずに順調に進んでいます。

### 厳格な信用リスク管理

グループは引き続き厳格な信用リスク管理体制を運用しており、その成果は、2014 年度のリスク費用が穏やかな水準で安定したことや、欧州中央銀行が実施した綿密な銀行の資産査定（AQR）の結果によって確認されています。

イタリア経済の成長率が予想を下回ることから（ベースシナリオと修正シナリオとの差異は、2016 年までの累計で 120 ベーシスポイント）、BNL bc のリスク費用の減少ペースは、原計画で予想されたよりも遅いものになりそうです。ただし、かかる差異は、コーポレートバンキング部門やパーソナル・ファイナンス部門の 2014 年度のリスク費用が期待以上に改善したことが示すように、その他の業務部門によって相殺されるでしょう。

### ベースシナリオとの比較で景気および金利環境が悪化

グループは、ベースシナリオで予想されたよりも悪化した景気および金利環境に直面しています。

金利水準は極めて低く、特にユーロ圏でそれが顕著で、例えば 2016 年に関わる金利水準の前提は、ベースシナリオと新たな予想との間に、3 ヶ月物 Euribor で -130 ベーシスポイントの差異があります。このような状況は、リテールバンキング業務で預金の利息収入に悪影響を及ぼすだけでなく、とりわけ銀行離れや借入需要の低迷から、利鞘に対しても実質的に何らプラス効果はありません。

ユーロ圏の域内成長率もまた、予想を下回る水準で推移しています。2016 年までのユーロ圏経済成長率の差異は、ベースシナリオと修正シナリオとの間に累計で -60 ベーシスポイントに開いています。このような状況は、特にリテールバンキング事業や CIB 事業で、融資残高に悪影響を及ぼすことが予想されます。

### 新税および新規制による影響

グループはまた、欧州で銀行に対する大幅な増税に直面しています。増税の影響で、2016 年度において、原計画に上乘せするかたちで費用が 3 億 7000 万増加すると予想されます。当該増税は、主に単一破綻処理基金（Single Resolution Fund）および単一監督制度（Single Supervisory Mechanism）に関わるものです（合計 3 億 4000 万ユーロ）。2016 年時点で予想される銀行業界のみを対象とした税は、原計画で既に織り込み済みのものも含めると、9 億ユーロを超えると予想されます。ただし、これらの税負担は、2019 年までにフランスのシステムリスク税が逡減することに加え、2022 年には単一破綻処理基金への拠出が終了することから、将来において軽減される余地があります。

グループはまた、新規制の導入による追加的な費用を計画に組み入れなければなりません。すなわち、米国で営業する一定規模以上の外国銀行は、中間持ち株会社（Intermediate Holding Company : IHC）を設立することが要求されることに加え、2016 年までに包括的資本分析およびレビュー（Comprehensive Capital Analysis and Review : CCAR）の導入に起因して追加的なコストが発生します。

さらにグループは、総損失吸収能力（Total Loss Absorbing Capacity : TLAC）に関する新たな資本規制が将来導入された時の影響を織り込む必要があります。同規制は G20 ブリスベン・サミットで基本合意されたものであり、具体的な内容は今も審議中ですが（実施は早くても 2019 年からの予想）、早ければ 2016 年度には追加費用が発生するかもしれません。

以上の新税や新規制は、グループの2016年度純利益に対して総額で-5億ユーロのマイナス影響を及ぼすと予想され、また自己資本利益率に対しては約-70 ベーシスポイントのマイナス影響があると予想されます。なお、これらの影響は、特定の税や拠出金および会社の設立に関わる負担が減少しその後抑制されるにつれ、将来的には軽減されるでしょう。

## 総資本の管理

グループは、キャッシュフローを生み出す高い能力を有しています。

グループは2015-2016年度にわたり、当期純利益の約20%を内部成長のために振向ける予定です。同期間におけるリスク加重資産の増加ペースは、当初予定された年3%から、年2.5%<sup>1</sup>前後へと引き下げられました。配当性向は、純利益の約45%が予想されます。よって、利用可能なフリーキャッシュフローは、純利益のおよそ35%水準を予想しています。かかるフリーキャッシュフローについては、欧州の経済成長が上振れした場合にリスク加重資産を内部成長により賄い増加させ、あるいはボルトオン買収や自社株買いをを行うなど、その時点で存在する機会や市場環境によって様々な利用方法が考えられます。

グループは、2019年までに総資本最低所要水準を満たすために、Tier 1 および Tier 2 資本商品の発行プログラムを実施する予定です。その時点で存在する機会や市場環境にもよりますが、Tier 1 資本商品の発行を再開し（年間約5億ユーロ）、また Tier 2 資本商品に関しては、年間およそ20-30億ユーロの発行が予想されます。

## 事業部門の新たな組織再編成

セキュリティーズ・サービス（証券管理部門）とCIBの提携を受けて、グループの事業部門の組織構造は、2つの事業部門に集約されました。すなわち、リテールバンキングおよびサービス事業（Retail Banking & Services）（グループ営業収益の約73%）、およびホールセールバンキング事業（Corporate & Institutional Banking : CIB）（グループ営業収益の約27%）です。

リテールバンキングおよびサービス事業は、国内市場部門（連結範囲の変更なしを仮定すると、グループ営業収益の約39%）、および、新設の国際金融サービス部門（International Financial Services）（グループ営業収益の34%）から構成されています。なお、国際金融サービス部門には、バンクウエスト、欧州・地中海沿岸諸国、パーソナル・ファイナンス、富裕層向けおよび資産運用業務、および保険業務が含まれます。

ホールセールバンキング事業（CIB）には、コーポレートバンキング部門、グローバルマーケッツ部門、およびセキュリティーズ・サービスが含まれます。

\*  
\* \*

<sup>1</sup> 年平均成長率。



以上の決算内容について、ジャン＝ローラン・ボナフェ最高経営責任者は、次のように述べています。

「2014年度の業績には一時項目が大きな影響を及ぼしていますが、とりわけ米司法当局との包括的和解に関わる費用が深刻なものでした。

当年度において、一時項目を除けば株主帰属純利益が70億ユーロに上る好業績を収め、エクイティ Tier 1比率は10.3%と高い水準に達しました。営業収益は全事業部門で増加し、また、積極的な販売およびマーケティング活動の成果は、金融機関、事業法人、および個人顧客層が当行に寄せる信頼の現れです。営業費用の抑制努力は継続されており、その結果リスク費用が低減されています。

当グループは盤石な財務体質を有しており、保有資産の健全性は欧州中央銀行（ECB）が実施した資産査定（AQR）の結果によって確認されました。

この場を借りて、困難な事業年度にも関わらず、多大な努力により好業績の達成を可能にしたBNPパリバの従業員に感謝の意を表します。当グループは、世界各国の顧客にサービスを提供することに専念するとともに、経済への資金供給で積極的な役割を果たし、また将来に向けた体制固めを行っています。」

以下余白

## 連結損益計算書

	4Q14	4Q13	4Q14 / 4Q13	3Q14	4Q14/ 3Q14	2014	2013	2014 / 2013
(単位：百万ユーロ)								
営業収益	10,150	9,469	+7.2%	9,537	+6.4%	39,168	38,409	+2.0%
営業費用および減価償却費	-7,004	-6,864	+2.0%	-6,623	+5.8%	-26,526	-25,968	+2.1%
営業総利益	3,146	2,605	+20.8%	2,914	+8.0%	12,642	12,441	+1.6%
リスク費用	-1,012	-1,016	-0.4%	-754	+34.2%	-3,705	-3,801	-2.5%
米司法当局との包括的和解に関わる費用	-50	-798	-93.7%	0	n.s.	-6,000	-798	n.s.
営業利益	2,084	791	n.s.	2,160	-3.5%	2,937	7,842	-62.5%
関連会社損益	78	78	+0.0%	85	-8.2%	408	361	+13.0%
その他営業外項目	-268	-108	n.s.	63	n.s.	-196	36	n.s.
営業外損益	-190	-30	n.s.	148	n.s.	212	397	-46.6%
税引前利益	1,894	761	n.s.	2,308	-17.9%	3,149	8,239	-61.8%
法人税	-513	-550	-6.7%	-705	-27.2%	-2,642	-2,742	-3.6%
少数株主帰属純利益	-77	-101	-23.8%	-101	-23.8%	-350	-679	-48.5%
株主帰属純利益	1,304	110	n.s.	1,502	-13.2%	157	4,818	-96.7%
営業収益対コスト比率	69.0%	72.5%	-3.5pt	69.4%	-0.4pt	67.7%	67.6%	+0.1pt

2014 年度決算報告との比較可能性を確保するために、TEB（トルコ・エコノミ・バンカン）グループに対して 2013 年度を通して全部連結を適用していたとみなす、2013 年度の見積財務諸表が作成されています。本資料には、修正再表示された 2013 年度四半期決算報告が含まれています。TEB について、持分法ではなく全部連結を適用することによる相違は、下記の四半期損益計算書で開示されています。

## TEB について持分法から全部連結への変更によるグループの 2013 年度第 4 四半期および 2013 年度通期業績への影響

	4Q13 修正後 (*) TEB に 持分法を適用	TEB について 持分法から 全部連結への変更 による影響	4Q13 修正後 (*) TEB に 全部連結を適用	2013 年度修正後 (*) TEB に 持分法を適用	TEB について 持分法から 全部連結への変更 による影響	2013 年度修正後 (*) TEB に 全部連結を適用
(単位：百万ユーロ)						
営業収益	9,223	246	9,469	37,286	1,123	38,409
営業費用および減価償却費	-6,700	-164	-6,864	-25,317	-651	-25,968
営業総利益	2,523	82	2,605	11,969	472	12,441
リスク費用	-978	-38	-1,016	-3,643	-158	-3,801
米司法当局との包括的和解に関わる費用	-798	0	-798	-798	0	-798
営業利益	747	44	791	7,528	314	7,842
関連会社損益	101	-23	78	537	-176	361
その他営業外項目	-108	0	-108	36	0	36
営業外損益	-7	-23	-30	573	-176	397
税引前利益	740	21	761	8,101	138	8,239
法人税	-540	-10	-550	-2,680	-62	-2,742
少数株主帰属純利益	-90	-11	-101	-603	-76	-679
株主帰属純利益	110	0	110	4,818	0	4,818

(\*) IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号、および改訂 IAS 第 32 号の会計基準の適用により修正再表示済み。

BNP パリバの 2014 年度第 4 四半期および 2014 年度通期に関わる財務情報の開示は、本プレスリリース、およびこれに添付したプレゼンテーション資料に含まれています。

法令上要求される開示情報は全て、登録書類を含めて、<http://invest.bnpparibas.com> の「Results (業績)」セクションからオンラインで入手可能であり、フランスの通貨金融法典 L.451-1-2 条およびフランス金融市場庁 (Autorité des Marchés Financiers) の一般規則第 222-1 条以降の規定に従い、BNP パリバが公表しています。

## 2014年度第4四半期 - コア事業部門別業績

		リテール バンキング 事業	インベストメ ント・ソリュー ションズ事業	コーポレート バンキング・ 投資銀行 事業	事業部門 合計	その他業務	グループ合計
(単位：百万ユーロ)							
<b>営業収益</b>		<b>6,180</b>	<b>1,666</b>	<b>2,050</b>	<b>9,896</b>	<b>254</b>	<b>10,150</b>
	対前年同期比	+9.1%	+1.9%	-1.2%	+5.5%	n.s.	+7.2%
	対前四半期比	+4.0%	+1.7%	-2.5%	+2.2%	n.s.	+6.4%
営業費用および減価償却費		-3,935	-1,210	-1,465	-6,610	-394	-7,004
	対前年同期比	+6.8%	+2.5%	-5.5%	+3.0%	-11.7%	+2.0%
	対前四半期比	+7.5%	+5.6%	-3.2%	+4.6%	+29.6%	+5.8%
<b>営業総利益</b>		<b>2,245</b>	<b>456</b>	<b>585</b>	<b>3,286</b>	<b>-140</b>	<b>3,146</b>
	対前年同期比	+13.3%	+0.4%	+11.9%	+11.1%	-60.3%	+20.8%
	対前四半期比	-1.6%	-7.3%	-0.7%	-2.3%	-68.8%	+8.0%
リスク費用		-950	8	-32	-974	-38	-1,012
	対前年同期比	+8.9%	-55.6%	-80.8%	-4.6%	n.s.	-0.4%
	対前四半期比	+13.2%	n.s.	n.s.	+29.0%	n.s.	+34.2%
米司法当局との包括的和解に関わる費用		0	0	0	0	-50	-50
	対前年同期比	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	-93.7%	-93.7%
	対前四半期比	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
<b>営業利益</b>		<b>1,295</b>	<b>464</b>	<b>553</b>	<b>2,312</b>	<b>-228</b>	<b>2,084</b>
	対前年同期比	+16.8%	-1.7%	+55.3%	+19.4%	-80.1%	n.s.
	対前四半期比	-10.3%	-5.1%	-18.2%	-11.3%	-49.1%	-3.5%
関連会社損益		58	31	17	106	-28	78
その他営業外項目		-27	26	-4	-5	-263	-268
<b>税引前利益</b>		<b>1,326</b>	<b>521</b>	<b>566</b>	<b>2,413</b>	<b>-519</b>	<b>1,894</b>
	対前年同期比	+17.7%	+6.3%	+58.5%	+22.2%	-57.2%	n.s.
	対前四半期比	-11.3%	-3.2%	-16.1%	-10.9%	+29.8%	-17.9%

		リテール バンキング 事業	インベストメ ント・ソリュー ションズ事業	コーポレート バンキング・ 投資銀行 事業	事業部門 合計	その他業務	グループ合計
(単位：百万ユーロ)							
<b>営業収益</b>		<b>6,180</b>	<b>1,666</b>	<b>2,050</b>	<b>9,896</b>	<b>254</b>	<b>10,150</b>
	前年同期	5,667	1,635	2,074	9,376	93	9,469
	前四半期	5,941	1,638	2,103	9,682	-145	9,537
営業費用および減価償却費		-3,935	-1,210	-1,465	-6,610	-394	-7,004
	前年同期	-3,686	-1,181	-1,551	-6,418	-446	-6,864
	前四半期	-3,659	-1,146	-1,514	-6,319	-304	-6,623
<b>営業総利益</b>		<b>2,245</b>	<b>456</b>	<b>585</b>	<b>3,286</b>	<b>-140</b>	<b>3,146</b>
	前年同期	1,981	454	523	2,958	-353	2,605
	前四半期	2,282	492	589	3,363	-449	2,914
リスク費用		-950	8	-32	-974	-38	-1,012
	前年同期	-872	18	-167	-1,021	5	-1,016
	前四半期	-839	-3	87	-755	1	-754
米司法当局との包括的和解に関わる費用		0	0	0	0	-50	-50
	前年同期	0	0	0	0	-798	-798
	前四半期	0	0	0	0	0	0
<b>営業利益</b>		<b>1,295</b>	<b>464</b>	<b>553</b>	<b>2,312</b>	<b>-228</b>	<b>2,084</b>
	前年同期	1,109	472	356	1,937	-1,146	791
	前四半期	1,443	489	676	2,608	-448	2,160
関連会社損益		58	31	17	106	-28	78
	前年同期	29	26	-3	52	26	78
	前四半期	32	48	0	80	5	85
その他営業外項目		-27	26	-4	-5	-263	-268
	前年同期	-11	-8	4	-15	-93	-108
	前四半期	20	1	-1	20	43	63
<b>税引前利益</b>		<b>1,326</b>	<b>521</b>	<b>566</b>	<b>2,413</b>	<b>-519</b>	<b>1,894</b>
	前年同期	1,127	490	357	1,974	-1,213	761
	前四半期	1,495	538	675	2,708	-400	2,308
法人税							-513
少数株主帰属純利益							-77
<b>株主帰属純利益</b>							<b>1,304</b>

## 2014年度通期 - コア事業部門別業績

		コーポレート				事業部門 合計	その他業務	グループ合計
		リテール バンキング 事業	インベストメ ント・ソリュー ションズ事業	バンキング・ 投資銀行 事業				
(単位：百万ユーロ)								
<b>営業収益</b>		<b>23,528</b>	<b>6,543</b>	<b>8,722</b>	<b>38,793</b>	<b>375</b>	<b>39,168</b>	
	対前年度比	+2.0%	+3.4%	+0.2%	+1.9%	+16.5%	+2.0%	
営業費用および減価償却費		-14,578	-4,536	-6,137	-25,251	-1,275	-26,526	
	対前年度比	+1.8%	+3.4%	+2.7%	+2.3%	-0.4%	+2.1%	
<b>営業総利益</b>		<b>8,950</b>	<b>2,007</b>	<b>2,585</b>	<b>13,542</b>	<b>-900</b>	<b>12,642</b>	
	対前年度比	+2.5%	+3.5%	-5.1%	+1.1%	-6.1%	+1.6%	
リスク費用		-3,571	-4	-81	-3,656	-49	-3,705	
	対前年度比	+9.3%	+100.0%	-84.3%	-3.4%	n.s.	-2.5%	
米司法当局との包括的和解に関わる費用		0	0	0	0	-6,000	-6,000	
	対前年度比	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	
<b>営業利益</b>		<b>5,379</b>	<b>2,003</b>	<b>2,504</b>	<b>9,886</b>	<b>-6,949</b>	<b>2,937</b>	
	対前年度比	-1.6%	+3.4%	+13.3%	+2.8%	n.s.	-62.5%	
関連会社損益		178	178	38	394	14	408	
その他営業外項目		5	26	-17	14	-210	-196	
<b>税引前利益</b>		<b>5,562</b>	<b>2,207</b>	<b>2,525</b>	<b>10,294</b>	<b>-7,145</b>	<b>3,149</b>	
	対前年度比	-3.7%	+5.4%	+12.7%	+1.8%	n.s.	-61.8%	
法人税							-2,642	
少数株主帰属純利益							-350	
<b>株主帰属純利益</b>							<b>157</b>	

## 連結四半期業績の推移

(単位：百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
<b>グループ</b>								
営業収益	10,150	9,537	9,568	9,913	9,469	9,179	9,789	9,972
営業費用および減価償却費	-7,004	-6,623	-6,517	-6,382	-6,864	-6,383	-6,251	-6,470
営業総利益	3,146	2,914	3,051	3,531	2,605	2,796	3,538	3,502
リスク費用	-1,012	-754	-855	-1,084	-1,016	-830	-1,044	-911
米司法当局との包括的和解に関わる費用	-50	0	-5,950	0	-798	0	0	0
営業利益	2,084	2,160	-3,754	2,447	791	1,966	2,494	2,591
関連会社損益	78	85	138	107	78	141	107	35
その他営業外項目	-268	63	16	-7	-108	13	112	19
税引前利益	1,894	2,308	-3,600	2,547	761	2,120	2,713	2,645
法人税	-513	-705	-621	-803	-550	-607	-757	-828
少数株主帰属純利益	-77	-101	-96	-76	-101	-155	-191	-232
株主帰属純利益	1,304	1,502	-4,317	1,668	110	1,358	1,765	1,585
営業収益対コスト比率	69.0%	69.4%	68.1%	64.4%	72.5%	69.5%	63.9%	64.9%

(単位：百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
リテールバンキング(国内市場、欧州・地中海沿岸諸国、バンクウエストのプライベート・バンキングの100%を含む)* PEL/CELの影響を除く								
営業収益	6,321	6,115	5,859	5,815	5,783	5,833	5,948	5,912
営業費用および減価償却費	-4,004	-3,726	-3,577	-3,537	-3,753	-3,626	-3,633	-3,573
営業総利益	2,317	2,389	2,282	2,278	2,030	2,207	2,315	2,339
リスク費用	-951	-841	-821	-962	-873	-755	-827	-817
営業利益	1,366	1,548	1,461	1,316	1,157	1,452	1,488	1,522
営業外損益	31	53	49	51	17	55	179	60
税引前利益	1,397	1,601	1,510	1,367	1,174	1,507	1,667	1,582
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-64	-61	-63	-68	-51	-56	-53	-59
リテールバンキング税引前利益	1,333	1,540	1,447	1,299	1,123	1,451	1,614	1,523
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	29.9	29.6	29.6	29.7	30.1	30.3	30.4	30.4

(単位：百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
リテールバンキング(国内市場、欧州・地中海沿岸諸国、バンクウエストのプライベート・バンキングの2/3を含む)								
営業収益	6,180	5,941	5,725	5,682	5,667	5,722	5,873	5,799
営業費用および減価償却費	-3,935	-3,659	-3,511	-3,473	-3,686	-3,562	-3,567	-3,512
営業総利益	2,245	2,282	2,214	2,209	1,981	2,160	2,306	2,287
リスク費用	-950	-839	-820	-962	-872	-754	-826	-815
営業利益	1,295	1,443	1,394	1,247	1,109	1,406	1,480	1,472
営業外損益	31	52	49	51	18	54	179	60
税引前利益	1,326	1,495	1,443	1,298	1,127	1,460	1,659	1,532
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	29.9	29.6	29.6	29.7	30.1	30.3	30.4	30.4

(単位：百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
国内市場(フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの100%を含む)* PEL/CELの影響を除く								
営業収益	3,941	3,923	3,907	3,929	3,864	3,889	3,878	3,862
営業費用および減価償却費	-2,603	-2,508	-2,445	-2,425	-2,598	-2,505	-2,460	-2,416
営業総利益	1,338	1,415	1,462	1,504	1,266	1,384	1,418	1,446
リスク費用	-506	-493	-506	-569	-525	-442	-460	-421
営業利益	832	922	956	935	741	942	958	1,025
関連会社損益	0	-4	-10	7	-2	13	25	19
その他営業外項目	-23	3	1	0	-2	-1	-2	1
税引前利益	809	921	947	942	737	954	981	1,045
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-61	-59	-60	-67	-50	-56	-53	-57
国内市場税引前利益	748	862	887	875	687	898	928	988
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	18.5	18.6	18.7	18.8	19.0	19.2	19.3	19.5

(単位：百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
国内市場(フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの2/3を含む)								
営業収益	3,810	3,758	3,781	3,803	3,755	3,784	3,809	3,756
営業費用および減価償却費	-2,541	-2,448	-2,384	-2,367	-2,537	-2,447	-2,400	-2,360
営業総利益	1,269	1,310	1,397	1,436	1,218	1,337	1,409	1,396
リスク費用	-505	-491	-505	-569	-524	-441	-459	-419
営業利益	764	819	892	867	694	896	950	977
関連会社損益	0	-5	-10	7	-1	12	25	19
その他営業外項目	-23	3	1	0	-2	-1	-2	1
税引前利益	741	817	883	874	691	907	973	997
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	18.5	18.6	18.7	18.8	19.0	19.2	19.3	19.5

\* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む。

(単位: 百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
フランス国内リテールバンキング (フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む) *								
営業収益	1,657	1,662	1,700	1,711	1,698	1,755	1,757	1,712
うち受取利息純額	985	979	1,031	1,005	1,025	1,055	1,055	1,010
うち手数料	672	683	669	706	673	700	702	702
営業費用および減価償却費	-1,182	-1,147	-1,086	-1,078	-1,200	-1,162	-1,097	-1,084
営業総利益	475	515	614	633	498	593	660	628
リスク費用	-106	-85	-103	-108	-86	-90	-88	-79
営業利益	369	430	511	525	412	503	572	549
営業外損益	0	1	1	1	0	1	1	2
税引前利益	369	431	512	526	412	504	573	551
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-35	-35	-32	-40	-27	-35	-32	-35
フランス国内リテールバンキング税引前利益	334	396	480	486	385	469	541	516
配賦資本 (十億ユーロ、年初末)	6.7	6.7	6.7	6.8	6.9	7.0	7.0	7.0

(単位: 百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
フランス国内リテールバンキング (フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む) * PEL/CEL の影響を除く								
営業収益	1,664	1,707	1,704	1,712	1,694	1,746	1,712	1,703
うち受取利息純額	992	1,024	1,035	1,006	1,021	1,046	1,010	1,001
うち手数料	672	683	669	706	673	700	702	702
営業費用および減価償却費	-1,182	-1,147	-1,086	-1,078	-1,200	-1,162	-1,097	-1,084
営業総利益	482	560	618	634	494	584	615	619
リスク費用	-106	-85	-103	-108	-86	-90	-88	-79
営業利益	376	475	515	526	408	494	527	540
営業外損益	0	1	1	1	0	1	1	2
税引前利益	376	476	516	527	408	495	528	542
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-35	-35	-32	-40	-27	-35	-32	-35
フランス国内リテールバンキング税引前利益	341	441	484	487	381	460	496	507
配賦資本 (十億ユーロ、年初末)	6.7	6.7	6.7	6.8	6.9	7.0	7.0	7.0

(単位: 百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
フランス国内リテールバンキング (フランス国内プライベート・バンキングの2/3を含む)								
営業収益	1,591	1,598	1,637	1,642	1,640	1,692	1,695	1,648
営業費用および減価償却費	-1,151	-1,117	-1,056	-1,049	-1,171	-1,133	-1,067	-1,056
営業総利益	440	481	581	593	469	559	628	592
リスク費用	-106	-85	-102	-108	-85	-90	-88	-78
営業利益	334	396	479	485	384	469	540	514
営業外損益	0	0	1	1	1	0	1	2
税引前利益	334	396	480	486	385	469	541	516
配賦資本 (十億ユーロ、年初末)	6.7	6.7	6.7	6.8	6.9	7.0	7.0	7.0

(単位: 百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
BNL バンカ・コメルシアレ (イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む) *								
営業収益	798	790	812	819	817	793	811	818
営業費用および減価償却費	-466	-432	-439	-432	-467	-435	-441	-438
営業総利益	332	358	373	387	350	358	370	380
リスク費用	-322	-348	-364	-364	-327	-287	-295	-296
営業利益	10	10	9	23	23	71	75	84
営業外損益	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前利益	10	10	9	23	23	71	75	84
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-7	-7	-8	-7	-4	-5	-5	-5
BNL bc 税引前利益	3	3	1	16	19	66	70	79
配賦資本 (十億ユーロ、年初末)	5.6	5.7	5.8	5.9	6.0	6.1	6.1	6.2

(単位: 百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
BNL バンカ・コメルシアレ (イタリア国内プライベート・バンキングの2/3を含む)								
営業収益	783	774	796	805	805	780	799	806
営業費用および減価償却費	-458	-424	-431	-425	-460	-427	-434	-431
営業総利益	325	350	365	380	345	353	365	375
リスク費用	-322	-347	-364	-364	-326	-287	-295	-296
営業利益	3	3	1	16	19	66	70	79
営業外損益	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前利益	3	3	1	16	19	66	70	79
配賦資本 (十億ユーロ、年初末)	5.6	5.7	5.8	5.9	6.0	6.1	6.1	6.2

\* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む。



(単位：百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
ベルギー国内リテールバンキング（ベルギー国内プライベート・バンキングの100%を含む）*								
営業収益	875	847	822	841	805	817	805	810
営業費用および減価償却費	-614	-612	-606	-602	-604	-602	-612	-588
営業総利益	261	235	216	239	201	215	193	222
リスク費用	-28	-36	-15	-52	-48	-30	-43	-21
営業利益	233	199	201	187	153	185	150	201
関連会社損益	2	2	2	3	-1	4	10	3
その他営業外項目	-23	3	1	0	0	-1	-3	1
税引前利益	212	204	204	190	152	188	157	205
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-18	-17	-18	-19	-19	-14	-15	-16
ベルギー国内リテールバンキング税引前利益	194	187	186	171	133	174	142	189
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	3.5	3.5	3.4	3.4	3.3	3.3	3.3	3.4

(単位：百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
ベルギー国内リテールバンキング（ベルギー国内プライベート・バンキングの2/3を含む）								
営業収益	834	809	782	802	765	782	767	774
営業費用および減価償却費	-592	-592	-584	-582	-582	-582	-590	-569
営業総利益	242	217	198	220	183	200	177	205
リスク費用	-27	-35	-15	-52	-49	-29	-42	-20
営業利益	215	182	183	168	134	171	135	185
関連会社損益	2	2	2	3	-1	4	10	3
その他営業外項目	-23	3	1	0	0	-1	-3	1
税引前利益	194	187	186	171	133	174	142	189
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	3.5	3.5	3.4	3.4	3.3	3.3	3.3	3.4

(単位：百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
ルクセンブルクを含むその他国内市場部門（ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの100%を含む）*								
営業収益	604	579	569	557	548	533	550	531
営業費用および減価償却費	-341	-317	-314	-313	-327	-306	-310	-306
営業総利益	263	262	255	244	221	227	240	225
リスク費用	-50	-24	-24	-45	-64	-35	-34	-25
営業利益	213	238	231	199	157	192	206	200
関連会社損益	-2	-7	-13	3	-1	8	14	14
その他営業外項目	0	0	0	0	-2	0	1	0
税引前利益	211	231	218	202	154	200	221	214
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-1	0	-2	-1	0	-2	-1	-1
その他国内市場部門税引前利益	210	231	216	201	154	198	220	213
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	2.7	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9

(単位：百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
ルクセンブルクを含むその他国内市場部門（ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの2/3を含む）								
営業収益	602	577	566	554	545	530	548	528
営業費用および減価償却費	-340	-315	-313	-311	-324	-305	-309	-304
営業総利益	262	262	253	243	221	225	239	224
リスク費用	-50	-24	-24	-45	-64	-35	-34	-25
営業利益	212	238	229	198	157	190	205	199
関連会社損益	-2	-7	-13	3	-1	8	14	14
その他営業外項目	0	0	0	0	-2	0	1	0
税引前利益	210	231	216	201	154	198	220	213
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	2.7	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9

\* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む。

(単位：百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
パーソナル・ファイナンス								
営業収益	1,147	1,083	926	921	911	912	941	929
営業費用および減価償却費	-578	-505	-442	-428	-446	-413	-446	-436
営業総利益	569	578	484	493	465	499	495	493
リスク費用	-292	-276	-249	-277	-268	-254	-293	-283
営業利益	277	302	235	216	197	245	202	210
関連会社損益	34	13	22	15	9	19	17	18
その他営業外項目	-5	15	6	0	-11	-1	3	1
税引前利益	306	330	263	231	195	263	222	229
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	3.3	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2

(単位：百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
欧州・地中海沿岸諸国 (トルコのプライベート・バンキングの100%を含む) *								
営業収益	621	543	489	451	476	476	572	562
営業費用および減価償却費	-429	-355	-348	-335	-364	-359	-381	-375
営業総利益	192	188	141	116	112	117	191	187
リスク費用	-136	-66	-50	-105	-64	-59	-62	-87
営業利益	56	122	91	11	48	58	129	100
関連会社損益	24	24	28	26	21	24	25	19
その他営業外項目	2	1	1	0	1	0	110	-1
税引前利益	82	147	120	37	70	82	264	118
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	0	0	-1	0	1	0	1	-2
欧州・地中海沿岸諸国税引前利益	82	147	119	37	71	82	265	116
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	3.7	3.5	3.5	3.5	3.7	3.7	3.8	3.6

(単位：百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
欧州・地中海沿岸諸国 (トルコのプライベート・バンキングの2/3を含む)								
営業収益	619	541	487	450	475	475	571	559
営業費用および減価償却費	-427	-353	-347	-334	-362	-358	-379	-374
営業総利益	192	188	140	116	113	117	192	185
リスク費用	-136	-66	-50	-105	-64	-59	-62	-87
営業利益	56	122	90	11	49	58	130	98
関連会社損益	24	24	28	26	21	24	25	19
その他営業外項目	2	1	1	0	1	0	110	-1
税引前利益	82	147	119	37	71	82	265	116
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	3.7	3.5	3.5	3.5	3.7	3.7	3.8	3.6

(単位：百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
バンクウェスト (米国プライベート・バンキングの100%を含む) *								
営業収益	612	566	537	514	532	556	557	559
営業費用および減価償却費	-394	-358	-342	-349	-345	-349	-346	-346
営業総利益	218	208	195	165	187	207	211	213
リスク費用	-17	-6	-16	-11	-16	0	-12	-26
営業利益	201	202	179	154	171	207	199	187
関連会社損益	0	0	0	0	0	0	0	0
その他営業外項目	-1	1	1	3	1	1	1	3
税引前利益	200	203	180	157	172	208	200	190
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-3	-2	-2	-1	-2	0	-1	0
バンクウェスト税引前利益	197	201	178	156	170	208	199	190
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	4.3	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.1

(単位：百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
バンクウェスト (米国プライベート・バンキングの2/3を含む)								
営業収益	604	559	531	508	526	551	552	555
営業費用および減価償却費	-389	-353	-338	-344	-341	-344	-342	-342
営業総利益	215	206	193	164	185	207	210	213
リスク費用	-17	-6	-16	-11	-16	0	-12	-26
営業利益	198	200	177	153	169	207	198	187
営業外損益	-1	1	1	3	1	1	1	3
税引前利益	197	201	178	156	170	208	199	190
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	4.3	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.1

\* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む。

(単位：百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
<b>インベストメント・ソリューションズ</b>								
営業収益	1,666	1,638	1,660	1,579	1,635	1,539	1,593	1,558
営業費用および減価償却費	-1,210	-1,146	-1,105	-1,075	-1,181	-1,078	-1,068	-1,058
<b>営業総利益</b>	<b>456</b>	<b>492</b>	<b>555</b>	<b>504</b>	<b>454</b>	<b>461</b>	<b>525</b>	<b>500</b>
リスク費用	8	-3	-3	-6	18	1	-14	-7
<b>営業利益</b>	<b>464</b>	<b>489</b>	<b>552</b>	<b>498</b>	<b>472</b>	<b>462</b>	<b>511</b>	<b>493</b>
関連会社損益	31	48	50	49	26	40	44	40
その他営業外項目	26	1	1	-2	-8	1	8	4
<b>税引前利益</b>	<b>521</b>	<b>538</b>	<b>603</b>	<b>545</b>	<b>490</b>	<b>503</b>	<b>563</b>	<b>537</b>
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	8.5	8.4	8.4	8.3	8.1	8.1	8.2	8.2

(単位：百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
<b>富裕層向けおよび資産運用</b>								
営業収益	716	700	710	679	723	665	696	696
営業費用および減価償却費	-575	-549	-529	-518	-563	-525	-518	-513
<b>営業総利益</b>	<b>141</b>	<b>151</b>	<b>181</b>	<b>161</b>	<b>160</b>	<b>140</b>	<b>178</b>	<b>183</b>
リスク費用	4	0	-4	-3	3	0	-14	-3
<b>営業利益</b>	<b>145</b>	<b>151</b>	<b>177</b>	<b>158</b>	<b>163</b>	<b>140</b>	<b>164</b>	<b>180</b>
関連会社損益	14	11	18	12	15	12	15	13
その他営業外項目	17	2	1	0	-5	1	6	0
<b>税引前利益</b>	<b>176</b>	<b>164</b>	<b>196</b>	<b>170</b>	<b>173</b>	<b>153</b>	<b>185</b>	<b>193</b>
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	1.7	1.7	1.7	1.7	1.5	1.6	1.6	1.7

(単位：百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
<b>保険</b>								
営業収益	568	541	538	533	571	517	510	538
営業費用および減価償却費	-289	-270	-267	-253	-307	-257	-255	-257
<b>営業総利益</b>	<b>279</b>	<b>271</b>	<b>271</b>	<b>280</b>	<b>264</b>	<b>260</b>	<b>255</b>	<b>281</b>
リスク費用	1	-4	0	-3	5	1	0	-4
<b>営業利益</b>	<b>280</b>	<b>267</b>	<b>271</b>	<b>277</b>	<b>269</b>	<b>261</b>	<b>255</b>	<b>277</b>
関連会社損益	17	38	32	37	11	28	29	28
その他営業外項目	0	-1	0	-2	-3	0	2	4
<b>税引前利益</b>	<b>297</b>	<b>304</b>	<b>303</b>	<b>312</b>	<b>277</b>	<b>289</b>	<b>286</b>	<b>309</b>
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	6.3	6.2	6.2	6.1	6.0	6.0	6.0	6.0

(単位：百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
<b>証券管理</b>								
営業収益	382	397	412	367	341	357	387	324
営業費用および減価償却費	-346	-327	-309	-304	-311	-296	-295	-288
<b>営業総利益</b>	<b>36</b>	<b>70</b>	<b>103</b>	<b>63</b>	<b>30</b>	<b>61</b>	<b>92</b>	<b>36</b>
リスク費用	3	1	1	0	10	0	0	0
<b>営業利益</b>	<b>39</b>	<b>71</b>	<b>104</b>	<b>63</b>	<b>40</b>	<b>61</b>	<b>92</b>	<b>36</b>
営業外損益	9	-1	0	0	0	0	0	-1
<b>税引前利益</b>	<b>48</b>	<b>70</b>	<b>104</b>	<b>63</b>	<b>40</b>	<b>61</b>	<b>92</b>	<b>35</b>
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6

(単位：百万ユーロ)	4Q14	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
<b>コーポレートバンキング・投資銀行</b>								
営業収益	2,050	2,103	2,232	2,337	2,074	2,043	2,114	2,470
営業費用および減価償却費	-1,465	-1,514	-1,550	-1,608	-1,551	-1,429	-1,405	-1,591
営業総利益	585	589	682	729	523	614	709	879
リスク費用	-32	87	-40	-96	-167	-62	-206	-80
営業利益	553	676	642	633	356	552	503	799
関連会社損益	17	0	25	-4	-3	10	0	16
その他営業外項目	-4	-1	-6	-6	4	3	1	0
税引前利益	566	675	661	623	357	565	504	815
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	15.4	15.3	15.3	15.6	15.5	15.7	15.8	15.6
<b>アドバイザリーおよびキャピタル・マーケット</b>								
営業収益	1,154	1,323	1,373	1,580	1,195	1,273	1,267	1,691
営業費用および減価償却費	-992	-1,083	-1,115	-1,185	-1,077	-1,032	-947	-1,180
営業総利益	162	240	258	395	118	241	320	511
リスク費用	-6	19	11	26	4	15	-83	-14
営業利益	156	259	269	421	122	256	237	497
関連会社損益	9	-1	6	8	-5	4	-3	9
その他営業外項目	-4	-1	-6	-6	4	3	1	0
税引前利益	161	257	269	423	121	263	235	506
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.8	7.8	7.8	8.0	8.1	8.2	8.1	7.9
<b>コーポレートバンキング</b>								
営業収益	896	780	859	757	879	770	847	779
営業費用および減価償却費	-473	-431	-435	-423	-474	-397	-458	-411
営業総利益	423	349	424	334	405	373	389	368
リスク費用	-26	68	-51	-122	-171	-77	-123	-66
営業利益	397	417	373	212	234	296	266	302
営業外損益	8	1	19	-12	2	6	3	7
税引前利益	405	418	392	200	236	302	269	309
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.7	7.6	7.5	7.6	7.4	7.5	7.6	7.6
<b>コーポレート・センター</b>								
営業収益	254	-145	-49	315	93	-125	209	145
営業費用および減価償却費	-394	-304	-351	-226	-446	-314	-211	-309
うち事業再編および変革費用	-254	-154	-207	-142	-287	-145	-74	-155
営業総利益	-140	-449	-400	89	-353	-439	-2	-164
リスク費用	-38	1	8	-20	5	-15	2	-9
米司法当局との包括的和解に関わる費用	-50	0	-5,950	0	-798	0	0	0
営業利益	-228	-448	-6,342	69	-1,146	-454	0	-173
関連会社損益	-28	5	23	14	26	36	-4	-77
その他営業外項目	-263	43	12	-2	-93	10	-9	11
税引前利益	-519	-400	-6,307	81	-1,213	-408	-13	-239

## 2014年度第4四半期および2014年度通期の主な特別項目

	4Q14	4Q13
<b>営業収益</b>		
自己負債の再評価に関わる修正額および DVA (コーポレート・センターで計上)	-€11m	-€13m
<b>営業収益一時項目の合計</b>	<b>-€11m</b>	<b>-€13m</b>
<b>営業費用</b>		
Simple & Efficient 計画に関わる変革費用 (コーポレート・センターで計上)	-€229m	-€287m
<b>営業費用一時項目の合計</b>	<b>-€229m</b>	<b>-€287m</b>
<b>米司法当局との包括的和解に関わる費用</b> (コーポレート・センターで計上)	<b>-€50m</b>	<b>-€798m</b>
<b>営業外項目</b>		
減損損失* (コーポレート・センターで計上)	-€297m	-€252m
<b>営業外一時項目の合計</b>	<b>-€297m</b>	<b>-€252m</b>
<b>一時項目合計</b>	<b>-€587m</b>	<b>-€1,350m</b>

\* うち、BNL bc ののれんに関わる修正額：4Q14 に -2 億 9700 万ユーロ、4Q13 に -1 億 8600 万ユーロ

	2014	2013
<b>営業収益</b>		
自己負債の再評価に関わる修正額および DVA (コーポレート・センターで計上)	-€459m	-€71m
ロイヤル・パーク・インベストメントの資産売却益 (コーポレート・センターで計上)		+€218m
FVA*の導入 (CIB アドバイザリーおよびキャピタル・マーケットで計上)	-€166m	
投資有価証券として保有していた株式の一過性の譲渡益 (コーポレート・センターで計上)	+€301m	
<b>営業収益一時項目の合計</b>	<b>-€324m</b>	<b>+€147m</b>
<b>営業費用</b>		
Simple & Efficient 計画に関わる変革費用 (コーポレート・センターで計上)	-€717m	-€661m
<b>営業費用一時項目の合計</b>	<b>-€717m</b>	<b>-€661m</b>
<b>リスク費用</b>		
東欧における非常事態に対応したポートフォリオ引当金繰入額**	-€100m	
<b>リスク費用一時項目の合計</b>	<b>-€100m</b>	
<b>米司法当局との包括的和解に関わる費用</b> (コーポレート・センターで計上)		
罰金額	-€5,750m	-€798m
是正計画に関わる費用	-€250m	
<b>合計</b>	<b>-€6,000m</b>	<b>-€798m</b>
<b>営業外項目</b>		
BNP パリバ・エジプトの売却益		+€81m
減損損失*** (コーポレート・センターで計上)	-€297m	-€252m
<b>営業外一時項目の合計</b>	<b>-€297m</b>	<b>-€171m</b>
<b>一時項目合計</b>	<b>-€7,438m</b>	<b>-€1,483m</b>

\* Funding Valuation Adjustment (調達評価調整)

\*\* 欧州・地中海沿岸諸国 (-4300 万ユーロ)、パーソナル・ファイナンス (-700 万ユーロ)、CIB コーポレートバンキング (-5000 万ユーロ)

\*\*\* うち、BNL bc ののれんに関わる修正額：4Q14 に -2 億 9700 万ユーロ、4Q13 に -1 億 8600 万ユーロ

## 事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

### 1. 事業内容の概要

ビー・エヌ・ピー・パリバは、財政金融法第5款第1章 (Code Monétaire et Financier, Livre V, Titre 1er) により金融業務を行うことを許可されているフランスの株式会社である。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの業務の概要は以下の通りである。

#### リテール・バンキング事業

リテール・バンキング事業は、国内市場部門、海外リテール・バンキング事業 (IRB) およびパーソナル・ファイナンス (PF) に分類される。

#### 国内市場部門

国内市場部門は、フランス (フランス国内リテール・バンキング)、イタリア (BNL バンカ・コメルシアーレ)、ベルギー (ビー・エヌ・ピー・パリバ・フォルティス・ブランドのベルギー国内リテール・バンキング) およびルクセンブルク (BGL ビー・エヌ・ピー・パリバ・ブランドのルクセンブルク国内リテール・バンキング) からなるビー・エヌ・ピー・パリバのリテール・バンキング・ネットワークならびに3つの専門事業部門 (アルバル (業務用車両の長期リース (サービスを含む。))、ビー・エヌ・ピー・パリバ・リーシング・ソリューションおよびビー・エヌ・ピー・パリバ・パーソナル・インベスターズ (オンライン貯蓄および専門仲介業)) を含んでいる。

キャッシュ・マネジメントおよびファクタリング部門は、コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業のコーポレート・バンキング・セグメントと協働して、「欧州内外の企業にとって唯一の銀行」というコンセプトの下で法人顧客に提供されるサービスの最終段階を担っている。また、富裕層向け資産管理業務部門は、国内市場におけるプライベート・バンキング・モデルを展開している。

6つの横断的部門 (流通、マーケットおよびソリューションズ部門 (DMS)、リテール・バンキング業務部門 (RBO)、リテール・バンキング情報システム部門 (RBIS)、ハロー・バンク! グローバル・ディベロップメント部門、人事部門ならびにコミュニケーションズ部門) がリテール・ネットワークの発展を支えている。これらの部門の任務は、専門知識の蓄積、イノベーションの促進、事業に関する共通ビジョンの浸透の支援ならびに最大限の資源の共有および事業化を行うことである。

国内市場部門は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループにおいて戦略的役割を果たしている。国内市場部門は、預金およびオフバランスシート貯蓄の広範な基盤を提供しており、また、リテール・バンキング事業における事業環境、組織および消費方法の転換に向けた道を開いている。国内市場部門はまた、すべての市場におけるビー・エヌ・ピー・パリバのすべての商品およびサービスにデジタル・バンキングを導入することをサポートする。

## インベストメント・ソリューションズ事業

インベストメント・ソリューションズ事業は、顧客の貯蓄および資産の収集、運用、開発、保護および管理に関するビー・エヌ・ピー・パリバの活動を統合する。

インベストメント・ソリューションズ事業は、一般投資家、法人投資家および機関投資家のあらゆる要望に応えるために設計された、広範な商品およびサービスを世界中に提供する。

インベストメント・ソリューションズ事業は、顧客に対し、専門分野の相補性、包括的ビジョンの共有ならびに顧客の資産および投資の価値の増加という確固たる目的を基盤とする統合されたビジネス・モデルを提供する。

インベストメント・ソリューションズ事業には、相補的な専門知識を有する5つに再編成された事業部門がある。

- ・ 保険事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・カーディフ
- ・ 証券管理事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービズ
- ・ プライベート・バンキング：ビー・エヌ・ピー・パリバ・ウェルス・マネジメント
- ・ 資産運用事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ
- ・ 不動産サービス：ビー・エヌ・ピー・パリバ・リアル・エステート

すべてのインベストメント・ソリューションズ事業は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの主要な国内市場であるフランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルク、ならびにスイスおよび英国を含むヨーロッパにおいて事業を展開し、主導的な地位を有している。ドイツもまた、インベストメント・ソリューションズ事業にとって重要な市場である。さらに、インベストメント・ソリューションズ事業は、特にアジア太平洋、ラテンアメリカおよび中東といった高成長地域において海外展開を強化するために積極的に活動しており、かかる地域で新たな事業、買収、合弁事業および業務提携を通じて事業を拡大している。

## コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業

ビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業（CIB）は、コーポレート・バンキング業務、アドバイザー業務およびキャピタル・マーケット業務を顧客に提供している。

ビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業の顧客は、事業会社、金融機関および投資ファンドにより構成され、当該事業の戦略およびビジネス・モデルの中核をなす。職員の主要な目的は、顧客との長期的関係を構築および維持し、顧客の拡大戦略または投資戦略を支援して、その資金調達、アドバイザーおよびリスク管理に関する需要に応えるためのグローバルなソリューションを提供することにある。欧州において強固な基盤を有し、アジアおよび北アメリカでの事業拡大を企図するビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業は、世界中の事業会社および金融機関にとって有力な欧州所在のビジネス・パートナーである。

ビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業のチームは、ビー・エヌ・ピー・パリバの広範なソリューションの提供を通じてこれまで以上に顧客へのサービスに貢献している。

## 2. 主要な経営指標等の推移

### (1) ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
営業収益	38,822	39,072	42,384	43,880	40,191

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
営業総利益	12,684	12,529	16,268	17,363	16,851

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)	4,832	6,564	6,050	7,843	5,832

(単位：%)

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
株主資本利益率(注1)	6.1	8.9	8.8	12.3	10.8

(単位：十億ユーロ)

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
時価総額 (12月31日現在)	70.5	53.4	36.7	57.1	66.2

出典：ブルームバーグ

(注1) 株主資本利益率は、純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)(ビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位であり、会計上、配当として扱われる永久最劣後債の利息に関する調整が行われる。)を、関連期間の1月1日および12月31日の平均株主資本(配当後の数値であり、かつビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位である永久最劣後債を除く。)で除して算出される。



(単位：ユーロ)

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
1株当たり純利益 (注1)(注5)	3.69	5.16	4.82	6.33	5.20
1株当たり純資産 (注2)(注5)	63.58	60.46(注6)	58.25	55.48	50.93
1株当たり配当金純額 (注5)	1.50	1.50	1.20	2.10	1.50
配当率(%) (注3)	40.8	29.7	25.1	33.4	32.3
株価					
最高値(注4)(注5)	56.72	44.83	59.93	60.38	58.58
最低値(注4)(注5)	37.47	24.54	22.72	40.81	20.08
年度末(注5)	56.65	42.61	30.35	47.61	55.90
CAC 40インデックス (12月31日現在)	4,295.95	3,641.07	3,159.81	3,804.78	3,936.33

(注1) 期中発行済平均株式数に基づく。

(注2) 配当前。年度末における発行済株式数に基づく純帳簿価額。

(注3) 1株当たり純利益に対する割合で表示され、定時株主総会において提案された配当金。

(注4) 取引中に記録された数値を示している。

(注5) 上記のデータは、2009年9月30日から10月13日までの優先的新株引受権の行使による新株発行を反映し、調整されている(調整係数=0.971895)。

(注6) 改訂されたIAS第19号の適用による修正再表示。

最近中間連結会計期間の業績等

(単位：百万ユーロ)

活動	2014年 6月30日
資産合計	1,906,625
顧客預金	572,863
顧客貸出金および債権	623,703
株主資本合計(注1)	84,600
ティア1およびティア2資本比率	12.1%
ティア1資本比率	11.3%

(注1) 利益処分前。

(単位：百万ユーロ)

利益	2014年度 上半期
営業収益	19,481
営業総利益	6,582
営業利益	(1,307)
税引前当期純利益	(1,053)
純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)	(2,649)

## (2) ビー・エヌ・ピー・パリバ

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
<u>年度末資本金</u>					
資本金（ユーロ）	2,490,325,618	2,484,523,922	2,415,491,972	2,397,320,312	2,370,563,528
発行済株式数	1,245,162,809	1,242,261,961	1,207,745,986	1,198,660,156	1,185,281,764
発行済転換社債の数	なし	なし	なし	なし	なし
<u>年度業績（百万ユーロ）</u>					
収益合計（付加価値税を除く。）	26,704	30,015	31,033	28,426	33,104
税金、減価償却費および減損控除前利益	6,183	6,349	7,366	7,193	7,581
法人税費用	(466)	(1,273)	300	(118)	(540)
税金、減価償却費および減損控除後利益	4,996	5,812	3,466	3,465	4,009
総配当支払額	1,868	1,863	1,449	2,518	1,778
<u>1株当たり利益</u>					
税引後利益（減価償却費および減損控除前）	4.59	4.09	6.35	5.90	5.94
税金、減価償却費および減損控除後利益	4.01	4.68	2.87	2.89	3.38
1株当たり配当金	1.50	1.50	1.20	2.10	1.50
<u>人件費</u>					
年度末被雇用者数	47,562	48,896	49,784	49,671	46,801
給与合計（百万ユーロ）	3,772	3,915	3,829	3,977	3,812
社会保障および従業員給付金合計（百万ユーロ）	1,359	1,488	1,212	1,141	1,750

## 無登録格付に関する説明書 (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成26年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

## **無登録格付に関する説明書** (スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「レーティングズ・サービスズ」）の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

レーティングズ・サービスズは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、レーティングズ・サービスズは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成26年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以上